

茨城県第三次行財政改革大綱

- 成果重視の活力ある県民本位の県政をめざして -

平成15年3月策 定

平成16年3月一部改定

茨 城 県

はじめに

わが国の発展を支えてきた社会経済システムが大きな変革期を迎えている中において、地方分権の本格化やIT革命の進展、一段と厳しさを増す財政状況など、本県の行財政運営を取り巻く環境も大きく変化しています。

これからの分権時代は、それぞれの地域が自己決定・自己責任の原則のもと、知恵と工夫を競う地域間競争の時代であります。

一方、本県の財政は、長引く景気の低迷を反映して、かつて経験したことのない危機的な状況にあります。むしろこれを好機ととらえ、県民参画のもと共に英知を出し合いながら、行財政システム全般にわたる抜本的な改革を押し進めていく必要があります。

これまで、「茨城県行政改革大綱（H7～H9）」、「茨城県行財政改革大綱（H10～H14）」に基づく改革を推進し、組織・定員のスリム化や財政の健全化などに一定の成果を挙げてきましたが、その歩みを止めることなく更なる改革に取り組んでいくため、県議会並びに茨城県行財政改革推進懇談会（幡谷祐一会長）のご意見を踏まえ、平成15年度から17年度を推進期間とする「茨城県第三次行財政改革大綱」を策定いたしました。

今回の大綱では、単に減量化を中心とした改革にとどまることなく、職員の意識改革を徹底して進めながら、常に県民の視点に立って仕事の進め方や内容を見直し、成果を重視した活力ある県民本位の県政をめざして、県民サービス改革、分権改革、県庁改革、出資団体改革、財政構造改革の5つの改革プログラムに取り組んでいくこととしました。

今後は、この大綱に基づき、全庁一丸となってこれらの改革を積極的に推進し、「元気で住みよいいばらきづくり」に向けて努力してまいりますので、県議会や県民の皆様のご理解とご協力をお願いします。

平成15年3月

茨城県知事 橋本 昌

大綱の一部改定について

平成15年3月に策定した「第三次行財政改革大綱」及び「財政構造改革プラン」(推進期間：平成15～17年度)に基づき、全庁一丸となって行財政改革に取り組んでいるところでありますが、推進事項や数値目標については、その達成状況等を踏まえ、毎年度見直しをしていくこととしております。

今回、行財政改革推進懇談会の意見等をいただきながら、推進事項の追加及び内容修正を行いました。

また、数値目標について一部修正を行うとともに、平成16年度目標値を記載したところであります。

(平成16年3月)

目 次

第 1 行財政改革の基本的考え方	1
1 改革の背景	1
2 改革の基本理念	2
3 3つの改革の視点	2
4 5つの改革プログラム	3
5 改革がめざす将来像	3
6 推進期間	4
7 推進状況の公表等	4
第 2 5つの改革プログラム	5
1 県民サービス改革 ～県民本位の行政サービスをめざして～	5
(1) 県民サービス向上運動に取り組みます - 「お役所仕事」の打破 -	5
(2) 県政情報を積極的に発信します - 県民との情報共有 -	7
(3) 県民の参画・協働を進めます - 県民参画型の県政 -	9
(4) 電子県庁を実現します - ワンストップサービスの提供 -	12
(5) 規制の廃止・緩和や行政手続の簡素化を進めます - 規制改革 -	14
2 分権改革 ～市町村との新たなパートナーシップをめざして～	16
(1) 市町村との対等協力の関係を強化します - 市町村との二人三脚 -	16
(2) 市町村合併を推進します - 市町村行財政基盤の強化 -	18
(3) 国との関係の見直しに取り組みます - 国と県の対等協力関係の強化 -	20
3 県庁改革 ～成果を重視した効率的な行政運営をめざして～	23
(1) 職員の意識改革を徹底し、組織を活性化します - さらなる改革意欲 -	23
(2) 多様な人材を確保します - 民間人等の起用 -	26
(3) 課題に柔軟かつ的確に対応する体制を整えます - 総合行政の推進 -	26
(4) 職員数の削減や職員給与費の抑制を図ります - スリム度全国トップクラス -	32
(5) 成果重視の行政経営を進めます - 民間経営手法の導入 -	36
4 出資団体改革 ～出資団体等の効率的な運営をめざして～	41
(1) 再編統合を進めます - 簡素で効率的な組織体制 -	41
(2) 経営の健全化を図ります - 黒字基調の経営 -	46
(3) 指導監督を強化し、責任ある経営体制をつくります - 自立的な業務運営 -	48
(4) 情報公開を徹底します - オープンな経営 -	51
5 財政構造改革 ～県財政の健全化をめざして～	52
(1) 財政健全化目標 - 財政再建団体転落回避と県債依存体質の改善 -	52
(2) 歳出の改革を進めます - 施策の厳選と重点化 -	54
(3) 歳入の確保を図ります - 県民負担の公平性確保と適正化 -	60
(4) 地方税財源の拡充に取り組みます - 県財政の再生のために -	63
数値目標等一覧	67

(別紙 1) 廃止・緩和する規制	76
(別紙 2) 行政手続の簡素化	82
(別紙 3) 住民基本台帳ネットワークシステムにより住民票添付が不要となる事務	87
(別紙 4) 市町村への県の関与の廃止・縮減, 市町村の事務負担の軽減	88
(別紙 5) 市町村へ権限移譲する事務	90
(別紙 6) 国に対し権限移譲を求める事務	92
(別紙 7) 国に対し見直しを求める関与	94
(別紙 8) 大規模建設事業等一覧	96
(参考)	
茨城県行財政改革推進懇談会委員名簿	97

<p>これまでの行財政改革大綱</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「行政改革大綱」 平成 7 年策定 (第一次) [推進期間：平成 7 年度～平成 9 年度] ・「行財政改革大綱」 平成 10 年策定 (第二次) [推進期間：平成 10 年度～平成 12 年度] 平成 12 年改定 [推進期間：平成 10 年度～平成 14 年度]

第 1 行財政改革の基本的考え方

1 改革の背景

本県においては、これまで「茨城県行財政改革大綱」(平成10年3月策定、平成12年2月一部改定)や「茨城県財政再建プラン」(平成12年2月策定)に基づき、組織機構の簡素化や職員数の削減、事務事業の見直しなど全庁一丸となって行財政改革に取り組んできました。

その結果、同大綱に掲げた90の改革項目は概ね達成できる見通しとなっています。

一方、現在の社会経済システムが大きな変革期を迎えている中であって、本県の行財政運営を取り巻く環境も、以下に示すとおり急激に変化しています。

(1) 地方分権の本格化

平成12年4月の地方分権一括法の施行以後、各地で様々な地方分権の取組みが繰り広げられています。分権社会は、自己決定・自己責任のもと地域の自由度が高まる一方で、それぞれの地域の政策形成力や創造力などが問われる地域間競争の時代でもあります。県民、企業、市町村と連携しながら、県政の諸課題に積極果敢にチャレンジし、「茨城らしさ」を実現していく体制づくりが求められています。

(2) IT革命の進展

急速な勢いで進展しているIT革命は、社会経済システムや人々の生活パターンを根底から変えようとしています。県行政においてもITを積極的に活用し、県民サービスの向上を図ることはもちろん、これまでの仕事の進め方を根本から見直し、スピーディで効率的な業務体制を確立していくことが求められています。

(3) 地域社会の活力の低下

長引く景気の低迷により、倒産や人員整理など、地域における産業や雇用の情勢は一段と厳しくなっています。また、急速に進む少子・高齢社会は、労働力人口の減少や国民負担の増大により、経済活力の低下をもたらしかねないなど、社会経済全般へのさまざまな影響が懸念されています。地域社会の活力を引き出し、持続的な発展を遂げていくための対応が求められています。

(4) 一段と悪化する財政状況

依然として厳しい景気動向を反映して、県税収入が落ち込むなど本県財政は一段と悪化しており、財政収支見通しによると、毎年巨額の財源不足が見込まれています。県の財政構造を身の丈に合ったものに見直し、財政再建に抜本的に取り組むことが求められています。

以上のような行財政運営を取り巻く環境の変化に、機動的、弾力的に対応していくためには、単に減量化を中心とした改革にとどまるのではなく、職員の意識や仕事の進め方を県民の目線に立って根底から変え、行財政システム全体を再構築していくことが不可欠です。

このような観点に立って、更なる改革を押し進め、県長期総合計画を着実に推進し、「元気で住みよいいばらきづくり」を実現していくため、「茨城県第三次行財政改革大綱」を策定します。

2 改革の基本理念

わが国のこれまでの発展を支えてきた社会経済システムが大きな変革期を迎え、社会全体の構造改革が求められています。行政においても、危機意識の欠如や前例踏襲、先送りといった体質から決別し、職員一人ひとりが常に県民の視点に立って、柔軟な発想で知恵を出し合い、何事にも積極果敢にチャレンジし、県民にとってどれだけ効果が上がるかという成果を重視した、分権社会にふさわしい自主的・自立的な行財政運営を確立していく必要があります。

このため、行財政改革の基本理念を、

成果重視の活力ある県民本位の県政の推進

とします。

3 3つの改革の視点

この基本理念のもと、次の3つを基本的な視点としながら改革に取り組みます。

<視点 1>	県民本位のサービス提供
---------------------	--------------------

県民への行政サービスは、県民の負担（税金）がもとになっていることを職員は十分に認識した上で、県民ニーズに的確に、スピーディに、わかりやすく対応するなど、良質なサービスの提供に取り組みます。

そのために、コスト意識を徹底し、より効率的で、成果やマネジメントサイクル(PLAN〔計画〕 DO〔実施〕 SEE〔評価〕)を重視した行政体制に転換していきます。

<視点 2 >	県民，市町村との連携・協働
---------	---------------

これからの分権時代において県民一人ひとりがいきいきと活動できる協働型社会が求められる中において、行政が県民本位のサービス提供に向けて徹底した意識改革を行っていくことはもちろんですが、県民においても一部に見られるような行政に依存しがちな姿勢を改め、主体的な参画・協働により必要な役割を担っていくことが重要です。

このため、県がやらなければならないこと、県でなければならないことを再点検し、県民やコミュニティ自身で行えること、市町村が取り組むべきことなどについて、県民やコミュニティ、市町村等との間で十分に対話を重ね、相互に連携しながら、役割を担っていく協働体制づくりに取り組みます。

<視点 3 >	財政危機の克服
---------	---------

県財政が危機的な状況にあるこのようなときこそ、県民参画のもと英知を結集し、行財政システム全般にわたる抜本的な改革を押し進めていく好機ととらえ直すべきです。

こうした観点に立って、既存の施策について聖域なく見直しを行うとともに、真に必要な行政ニーズに対しては、限られた財源を重点的に配分していく中で、直面する財政危機を克服していくことはもちろんのこと、中・長期的に持続可能で健全な財政構造の確立に取り組みます。

4 5つの改革プログラム

今回の大綱では、コスト意識や経営感覚といった職員の意識や県の仕事の進め方全体についての改革を徹底的に行った上で、**県民サービス改革** **分権改革** **県庁改革** **出資団体改革** **財政構造改革**の5つの改革プログラムに取り組んでいきます。

5 改革がめざす将来像

これらの改革を着実に進めていくことにより、県民、企業、市町村と県との

新たなパートナーシップの強化や時代のニーズに適應した足腰の強い行財政基盤を確立していきます。同時に、

- ・ 保健・医療・福祉サービスの充実や子供を産み育てやすい環境整備など、誰もが安心して健やかに暮らせる社会づくり
- ・ 環境への負荷の少ない循環型社会への転換や災害・事故、犯罪への万全な対応など、安全に暮らせる生活環境づくり
- ・ 心豊かな人材の育成や芸術・文化・スポーツ活動の推進など、個性と創造性に富む人づくり
- ・ 競争力のある産業の育成や意欲を持って働ける雇用環境の整備など、魅力ある産業社会づくり
- ・ 交通、情報通信のネットワークの整備や個性あるまちづくりなど、人・物・情報が行き交う活力に満ちた地域づくり

などの進展により、「元気で住みよいいばらきづくり」の実現をめざします。

6 推進期間

この大綱の推進期間は、平成15年度から17年度までの3年間とします。

7 推進状況の公表等

行財政改革の実施に当たっては、少なからず地域への影響が出たり、相当の痛みを伴うことも予想されます。これらを解決していくためには、県議会において条例の制定・改廃や予算などの審議を頂きながら、県議会と執行部が車の両輪となって適切に対応していくとともに、県民の理解と協力を得ながら、その参画と協働により改革を進めていくことが重要であります。

このため、毎年度達成状況などをわかりやすく公表し、県議会や県民からの意見を頂きながら改革を着実に推進していきます。

なお、推進事項や数値目標については、その達成状況を踏まえ、毎年度ローリングを行い見直しをしていきます。

第2 5つの改革プログラム

1 県民サービス改革 ～県民本位の行政サービスをめざして～

県民本位の行政サービスを提供するためには、常に県民の視点に立って、より質の高いサービスの提供を心がけるとともに、情報の共有により県政の透明性を高め、県民の参画・協働による県政運営を進めていくことが重要となります。

(1) 県民サービス向上運動に取り組みます

- 「お役所仕事」の打破 -

県民が満足できる行政サービスを提供するため、サービス向上のための基本的な方針等を策定し、さらに職員の「気づき」による自己変革を進めることにより、全庁的な県民サービスの向上運動に取り組みます。

《推進事項》

県民サービス憲章等の作成・公表 (平成15年度)

事務処理の迅速化、応接の仕方、情報の積極的な提供など、県民サービス向上に関して、県民向けに全庁的に取り組むべき基本的な方針を「県民サービス憲章」として作成、公表するとともに、許認可、相談業務等を行っているそれぞれの窓口ごとに、提供するサービスの具体的な内容や事務処理の標準的な時間、県民からの意見等への対応方法などを内容とする「県民サービス指針」を作成、公表します。

< 県民サービス憲章 >

私たち県職員は、県民全体の奉仕者としての自覚と責任を持ち、最少の経費で最大の効果をめざし、県民本位のサービスに徹します。

また、絶えずサービスの改善に努めます。

- 1 迅速で的確なサービス
- 2 親切でわかりやすいサービス
- 3 公平・公正なサービス

(平成15年7月1日制定)

県民サービス向上運動の推進（平成15年度～）

前例踏襲，先送りといった，いわゆる「お役所仕事」からの脱却，また時間，費用に対するコスト意識の徹底に取り組みながら，各課所ごとに県民の視点で行政サービス活動全般について常に点検・評価し，県民ニーズへの対応力を高める仕組みや効果的・効率的な仕事の進め方，窓口サービスの改善など，ワンランクアップをめざした県民サービスの向上運動を展開します。

< 県民サービス向上運動の取組み例 >

- ・ 来庁者，電話での対応にあたっては，より「早く」，より「分かりやすく」，より「親切」に対応します。また，誰にも「公正」，「的確」に対応します。
- ・ 来庁者が安心してサービスが受けられるよう「顔写真入りの記名票」を着用します。また，率先してあいさつや案内を心がけ，さわやかな県庁にします。
- ・ 県民からの相談，申請等が，複数の部・課に関連する場合には，速やかに横の連携をとり，たらい回しをなくし，できる限りその場でサービス提供ができるよう対応を改善します。
- ・ 許認可等や相談窓口の案内情報などを，よりわかりやすく提供できるよう，県のホームページ等を改善します。
- ・ 公共施設の利用申込方法を簡素化します。
- ・ 時間，費用に対するコストの効率化などの観点から，仕事の内容や業務プロセスを常に見直します。
- ・ ご意見ボックスを設置し，県民からの評価，意見をいただきながら，常にサービス内容を点検・改善します。
- ・ 県民からの意見や提案については，1週間以内に回答するよう努めます。

休日等の窓口開庁（平成16年度～）

県パスポートセンター（三の丸庁舎内）では，新たに日曜日にも旅券の交付を行います。

「いばらき就職支援センター」（中央センター）では，雇用相談から職業紹介等の業務を一貫して行い，平日は夜間まで，また土曜日，日曜日も開庁します。

(2) 県政情報を積極的に発信します - 県民との情報共有 -

県政に関する情報を，県民に，よりわかりやすく，的確に，かつタイムリーに提供できるよう，広報紙やインターネット，テレビ，あるいは職員が直接伺うなど様々な方法により，積極的に発信し，県民との情報共有を高めていきます。

《推進事項》

情報公開の推進

県民が，情報をより入手しやすくなるよう，積極的に情報公開を推進していきます。

インターネットを利用した情報の開示請求制度を導入します。
(平成16年度～)

政策広報の推進

インターネットで最新の政策情報や県政の動きをお知らせする「県政クローズアップ」や「県政ホットニュース」などを充実し，積極的に政策広報を推進します。

マスメディアなどを活用して情報を迅速・的確に発信するための研修を充実することなどにより，職員一人ひとりが広報マンであるとの意識を高め，戦略的な政策情報の広報に努めます。

ITを活用した広報の充実

県政に関する情報を動画や音声でわかりやすく提供する「インターネット放送局」について，ブロードバンドネットワークを活用し，より高速の配信を行うなど県ホームページの一層の充実を図ります。

<目標>

県ホームページのアクセス数：年間500万件

[平成14年12月末現在アクセス数：約306万件]

県のような情報を電子メールでお届けする「メルマガいばらき」について，読者アンケートの実施など，メールの双方向性を活かして読者ニーズを把握し，きめ細かな情報提供を進めます。

<目標>

メルマガいばらき登録読者数：3,500人

[平成14年12月末現在登録読者数：1,909人]

県政出前講座の充実

県が重点的に取り組んでいる施策等を，県職員が集会や職場などに伺って直接説明する県政出前講座について，県民のニーズ等に応じてテーマや内容を見直すなど一層の充実を図ります。

コスト情報の提供

行政活動のコストについて，県民にわかりやすくお知らせするため，これまで公表してきた行政コスト計算書に加え，新たに県の会館など主要な公共施設について，運営経費などのコスト計算書を作成し，公表します。
(平成14年度～)

<目標>

広く県民が利用する有料施設（県民文化センター，つくば国際会議場等40施設程度）の全てについて作成・公表

各種イベントなどの行政活動に係るコストについても，ホームページに掲載するなど情報提供を進めます。（平成15年度～）

審議会情報の公表

県の審議会等の審議内容について，県のホームページなどへの掲載を進めます。

<目標>

全ての審議会で審議内容等を公表（但し，個人情報等を除く）

[平成14年度現在：19の審議会（91審議会の21%）で公表]

県域デジタル放送の活用（平成15年度～）

地上放送のデジタル化に伴い，平成16年10月を目途にNHK総合放送において県域放送が開始されることから，県民生活に直結した各種情報に係る番組が数多く放送されるようNHKに提案していきます。

(3) 県民の参画・協働を進めます - 県民参画型の県政 -

現場主義による施策の充実を図るため、県民との直接的な対話の機会を増やすとともに、県民の声を県政に反映させる仕組みを拡充します。

県が、県民ニーズへの対応を全てカバーするのではなく、県民・ボランティア団体・NPO・企業など多様な主体と協働し、社会全体で良質なサービスを提供できる仕組みを整えていきます。

《推進事項》

県民と知事・職員との対話の充実

知事が一般公募による参加者から直接意見を聞く「知事と語ろう『明日の茨城』」などの取組みを充実します。

県民の関心が高い行政課題等について、関係部長等が県民との直接対話を行う機会を設け、県民とのコミュニケーションを拡大します。

(平成15年度～)

職員が積極的に地域社会や業務の現場に出る機会を増やし、県民の生の声を反映した施策の充実に努めます。

計画等策定に当たっての県民意見の反映の充実

県の主要な事業計画等について、インターネット等を通じて計画作成時から情報を公表し、県民からの意見を県の意思決定に反映させるよう努めます。

インターネットモニター制度の導入 (平成14年度～)

県政モニター制度について、新たにインターネットによりアンケート調査を実施する制度を導入します。

* 県政モニター制度は、県内外のモニターから県政に関して広く意見・要望を求め、県政に反映する制度です。

県民意見データベースの導入・公開 (平成14年度～)

県民から寄せられた意見や提言を積極的に活用するため、これらの情報の処理や検索を迅速に行うデータベースシステムを導入します。

県民意見の県政への反映状況も含めて、県民意見データベースをホームページ上で公表します。

審議会委員の公募

審議会について、その性格に応じて委員の一部公募制を導入します。(平成14年度～)

<目標>

審議会の15%(13審議会程度)で委員の一部を公募

[平成14年12月末現在審議会数:91]

女性委員の積極的起用に努めます。

<目標>

女性委員の割合:30%

[平成14年3月末現在女性委員の割合:24.4%]

公共施設サポーター制度の拡充

県民の共有財産である道路を「里子」に見立て、住民団体・ボランティア等の「里親」が環境美化活動を行う道路里親制度について、平成12年度からの試行を経て、平成15年度から本格実施し、参加団体の拡大を図ります。

<目標>

道路里親制度参加団体数:60団体程度に拡大

[平成14年度参加団体数:18団体]

公園・河川など他の公共施設の維持管理についても、公募等により住民団体・ボランティア等が参加する仕組みを導入します。(平成15年度から順次実施)

<目標>

県営公園:公園サポーター制度を導入し、偕楽園など3公園で実施

河川:河川愛護活動(ボランティア団体等による河川清掃)への参加人員数を53,000人に拡大

[平成13年度参加人員:50,179人]

県民の森:県民の森にボランティア制度を導入し、奥久慈憩いの森など3施設で実施(参加人員数100人程度)

ボランティア団体・NPO等との連携・協働

環境，福祉，生涯学習，安全なまちづくりなどの各種分野で，事業活動への参加や調査などの事業委託，イベントの共催など，ボランティア団体等との連携・協働をさらに進めます。

<連携協働の例>

森林の植樹・下草刈りなどの森林保全，鳥獣の生息分布調査，河川の水質調査の委託，霞ヶ浦の浄化，廃棄物不法投棄の監視，障害者向けパソコン研修，博物館等の各種イベントの共催・企画展示協力，防犯コミュニティ活動等

連携・協働事業の事例集の作成や，事業の企画案を協議するNPOフォーラムの開催などにより，連携・協働を進めやすい環境づくりを推進します。
(平成14年度から順次実施)

ボランティア団体・NPO等への支援の充実

「交流サルーンいばらき」において，ボランティア団体等の活動運営に対する相談や交流の場を提供するほか，活動情報のインターネット掲載を拡充するなど情報提供を充実します。

<目標>

地域活動団体情報掲載団体数：1，800団体

[平成14年度現在：1，294団体]

ボランティア団体等の活動運営に関するアドバイザーの派遣（平成15年度～）や研修会の開催など活動支援策を強化します。

市町村担当課長会議などを通じて，ボランティア団体等の活動情報を周知し，市町村との連携を支援します。

(4) 電子県庁を実現します - ワンストップサービスの提供 -

県民サービスの一層の向上と許認可事務のスピードアップを図るため、県民がインターネットを利用して、いつでも、どこでも、行政情報にアクセスでき、また各種の申請・届出等がオンラインで行えるよう、双方向型の行政運営システムの確立に取り組みます。

職員の意識改革を進め、仕事の進め方の抜本的な改善に取り組み、無駄のない効率的な行政運営体制を確立していきます。

ア 電子県庁を実現するための各システムの整備

《推進事項》

電子申請システムの整備

自宅や会社などから、1回で、いつでも申請・届出などの手続を行うことができるワンストップサービスを実現する電子申請システムを整備します。
(平成16年度～)

<目標>

申請・届出手続数の80%を電子化

各種申請書等について、県のホームページでの様式ダウンロードサービスを充実します。(平成14年度～)

公共施設予約システムの整備 (平成15年度～)

インターネットにより、県及び市町村のスポーツ施設などの空き情報を検索し、予約・利用申込ができる公共施設予約システムを整備します。

<目標>

対象施設数：790施設(体育館，テニスコート等のスポーツ施設)

建設CALS/ECの整備 (平成15年度～)

公共事業の調達手続きの透明性や公共施設の品質の確保，公共工事のコスト縮減を進めるため，建設CALS/ECを整備します。

* 建設CALS/EC(公共事業支援統合情報システム)とは，公共事業の設計，入札等各プロセスで発生する情報を電子化し，関係者間での情報の交換・共有などを目的とした仕組みです。

<目標>

電子入札，電子納品

工事：3千万円以上の工事を実施（平成19年度以降は全ての工事を実施予定）

測量，設計等：全ての業務で実施

電子調達システムの整備（平成16年度～）

競争性の確保，業務の効率化等を図るため，競争入札参加資格申請，入札等の実施，入札情報公表等の一連のプロセスを電子的に処理する電子調達システムを整備します。

<目標>

電子調達：本庁での物品の調達（一括調達分）で100%
（平成18年度以降出先機関へ拡大）

総合文書管理システムの整備（平成16年度～）

事務の迅速化とともに文書量の削減（ペーパーレス化）を図るため，文書の收受から決裁，保存までを電子的に処理する総合文書管理システムを整備します。

<目標>

文書のペーパーレス化：文書量を35%削減（対平成12年度比）

県税の電子申告制度の導入（平成17年度～）

納税者の負担の軽減等を図るため，国における電子認証制度の導入状況や全国共通の電算システム開発の進捗状況を踏まえながら，法人二税，県たばこ税について，電子申告の先行実施を進めます。

イ 業務プロセスの見直し

《推進事項》

業務プロセスの改善（平成16年度～）

電子文書收受後のグループ内一斉閲覧による迅速な情報共有やグループ内での一斉回議，事前閲覧が可能な電子決裁の導入などにより，ハンコ行政からの脱却，決裁手続きのスピードアップを図ります。

<目標>

決裁日数の短縮：1 / 3 程度短縮

[現在の本庁における起案から決裁までの平均日数：約 5 日]

職階毎の決裁区分や合議先，業務手順等の見直しにより，庁内の意思決定の迅速化を図ります。

(5) 規制の廃止・緩和や行政手続の簡素化を進めます - 規制改革 -

県民の利便性向上や手続きの簡素化，事業活動の活性化を図る観点から，各種の規制について，毎年度定期的に点検・見直しを行うこととし，県の条例，規則，要綱等に基づく規制を廃止又は緩和するとともに，許認可申請等での添付書類の簡素化，押印の廃止等を進めていきます。

《推進事項》

県民，企業等に対する県条例等に基づく規制の廃止・緩和（平成 14 年度～）
県条例等に基づく規制の総点検（305 条例等 1,497 事務）を実施します。

規制の廃止，許認可等の事前関与を事後関与に移行するなどより緩やかな規制への移行，また許認可の有効期間の見直しなどを実施します。

< 廃止・緩和する規制 >

面積が 1,000㎡以上の工業用地に工場を設置する場合の届出等の廃止（工業開発条例）など 55 条例等 112 事務（別紙 1）

行政手続の簡素化（平成 14 年度～）

許認可申請等での類似申請が一回で済むよう手続きを簡素化するほか，申請等での添付書類の削減，申請書等への押印の廃止を実施します。

< 簡素化する手続 >

クリーニング所の開設届出と完成検査申請を一回の手続きで済むようにするなど 49 規則等 73 事務（別紙 2）

住民基本台帳ネットワークシステムの活用により，住民票添付が不要となる事務を拡大します。

< 住民票添付を不要とする事務 >

平成14年度までに対応している事務

- ・ 自動車税の身体障害者への減免事務など 1 2 事務（別紙 3）

平成15年度に対応した事務

- ・ 一般旅券の新規発給，再発給事務など 4 事務（別紙 3）

平成16年度以降対応が可能となる事務

- ・ 特定非営利活動（NPO）法人の設立認証事務など 1 2 事務
（別紙 3）

2 分権改革 ～市町村との新たなパートナーシップをめざして～

地方分権の進展に伴い、住民に最も身近な自治体である市町村の果たす役割はますます重要になってきており、県においては、市町村が地域の実情に即した施策を主体的に行えるよう、県の関与を必要最小限のものにとどめるなど、市町村と対等協力の関係を強化していくことが必要となっています。

(1) 市町村との対等協力の関係を強化します - 市町村との二人三脚 -

市町村が自主的・自立的な行政運営を行えるよう、県の市町村に対する関与を毎年度定期的に点検・見直しを行い、その廃止・縮減を進めるとともに、県と市町村との適切な役割分担に基づき、市町村と十分協議しながら権限の移譲を進めていきます。

対等な人事交流や合同研修などの充実により市町村との交流・連携を深めます。

《推進事項》

市町村に対する県の関与の廃止・縮減（平成14年度～）

県条例等に基づく市町村への関与や市町村に義務付けた事務の総点検（187事務）を実施します。

市町村事務に関する県の協議や承認、県への届出、報告など県の関与について、市町村の自主性の拡大の観点から見直しを行い、廃止・縮減を進めます。

< 廃止・縮減する関与 >

市町村施行土地区画整理事業の資金計画変更等に係る県との協議の廃止など12事務（別紙4）

申請書等を受理し県へ送付する経理事務や各種調査事務など市町村に義務付けた事務事業について、市町村の事務負担の軽減を図る観点から見直しを行い、廃止・縮減を進めます。

< 事務負担の軽減を図る事務 >

建築確認申請に係る市町村農業委員会の地目確認事務の廃止など33事務（別紙4）

市町村への権限移譲

権限移譲は、市町村の規模や執行体制に応じ、個別事務の移譲、包括的な移譲、の2つの方式で進めていきます。

市町村への移譲事務の執行にあたっては、事務処理特例交付金により十分に財源措置を講じるとともに、適切な情報提供や助言を行い、市町村が円滑に移譲事務を処理できるよう支援します。

【個別事務の移譲】

事務処理の迅速化や一元化の観点から住民サービスの向上が図られる事務や、地域の実情に精通している市町村が行った方がより効果的と考えられる事務等について、移譲を進めていきます。

住民からの申請を受理し県へ送付するなどの経由事務については、その元となる許認可などの本体事務までも市町村に移譲するなど、できる限り事務全体を市町村で処理できるようにします。

< 権限移譲する事務 >

農地等の権利移動の許可など 23 法令 130 事務（別紙 5）

[平成 14 年 4 月 1 日現在の移譲事務：36 法令 395 事務]

【包括的な移譲】

人口 10 万人以上の市に対し、権限、財源、人材をセットで移譲する「まちづくり特例市制度」について、人口要件の引き下げを含め、指定を拡大していきます。（平成 14 年度～）

< まちづくり特例市の概要 >

- ・移譲事務 市の申請に基づき、以下の3分野のうち2分野以上を選択
個性豊かなまちづくり（農地転用の許可、開発行為の許可など 6 法令 63 事務）
住みよいくらしづくり（身体障害者手帳の交付など 6 法令 11 事務）
活力ある産業づくり（各種計器類の立入検査など 6 法令 19 事務）
- ・指定要件 人口 10 万人以上の市（合併した新市の場合は要件を「5 万人以上」に緩和）
- ・支援措置 権限受入経費の助成（2 千万円）及び県職員の派遣

< 平成 15 年度指定市 >

つくば市，ひたちなか市

[平成 14 年度指定市 日立市，土浦市]

対等な人事交流の推進

市町村と県との間で、対等の職層で、相互に政策形成に係る部門に職員を派遣し合うなど、対等な人事交流を推進します。

< 目標 >

人事交流の実施市町村数：10市町村，10人

[平成14年度実施市町村数：5市，5人]

市町村と県の合同研修の充実

市町村と県それぞれの視点や考え方の相互理解を深めるとともに、双方の職員の政策形成能力、法務能力等の向上を図るため、市町村との合同研修を充実します。

< 取組状況 >

政策法務実践講座など10講座を合同研修として実施（平成14，15年度）

市町村との情報通信ネットワークの整備・活用（平成15年度～）

市町村・県・国を相互に結ぶ総合行政ネットワーク（LGWAN）の活用により、市町村と県との間の申請・届出、各種調査、通知など文書交換の迅速化を進めます。

< 取組状況 >

平成15年10月 県内全市町村と総合行政ネットワークを接続

（2）市町村合併を推進します - 市町村行財政基盤の強化 -

市町村が、多様化する住民のニーズに的確に対応していくためには、その行財政基盤を強化する必要があり、市町村合併は避けて通れない課題となっています。このため、県としては、市町村合併支援プランに基づき、自主的な市町村合併を積極的に推進します。

《推進事項》

市町村合併の推進

合併重点支援地域の拡大を図るとともに、茨城県市町村合併支援プランに基づき、住民参加による自主的な市町村合併への取組みを総合的かつ積極的に支援します。なお、これらの支援は、市町村合併に対する各種の特例などを定めた「市町村の合併の特例に関する法律」の期限と合わせ、平成17年3月まで

の措置とします。

< 市町村合併支援プランの概要 >

- ・新しい地域づくり推進活動費補助事業（民間団体の取組みへの支援）（平成15年度限り）
- ・法定合併協議会事務局への県職員の派遣
- ・合併後の新市への権限移譲（まちづくり特例市）
- ・合併特例交付金（一の合併関係市町村につき2.5億円を交付）
- ・新市町村づくり支援事業（新市町村に対し10億円を限度に県事業（補助事業）を実施）
合併特例債を活用した道路整備（平成16年度～）
合併市町村の一体性の確立に必要な幹線道路などの整備について、合併特例債を活用した場合の市町村負担分に対し補助を行い、建設計画期間中の早期整備を支援。
- ・市町村振興資金の貸付（金利の優遇措置）
- ・県事業の重点実施（道路、下水道等各分野における事業の優先採択、重点投資）

（参考）国の支援策の概要

- ・合併準備補助金（法定合併協議会を設置した市町村に対する財政措置）
- ・合併市町村補助金（新市町村の建設計画に位置付けられた事業に対する補助金）
- ・合併算定替（合併後の一定期間における普通交付税の特例）
- ・合併特例債（新市町村の建設計画に基づいて行う建設事業等に係る地方債の特例）

< これまでの取組み状況 >

- 平成12年12月 茨城県市町村合併推進要綱策定（市町村合併パターンの提示等）
- 平成13年 2月 茨城県市町村合併推進本部設置
- 平成13年 4月 潮来市誕生（潮来町が牛堀町を編入・市制施行）
- 平成14年 6月 茨城県市町村合併支援プラン策定
- 平成14年11月 つくば市合併（つくば市が荃崎町を編入）

< 合併協議会設置状況等 >（平成16年3月1日現在）

- 83市町村のうち法定・任意協議会を設置している市町村の数：57市町村（全体の68.7%）
- 法定協議会：常陸太田市・金砂郷町・水府村・里美村合併協議会など19協議会
- 任意協議会：阿見町・美浦村任意合併推進協議会
- 合併重点支援地域：取手市・藤代町など18地域

(3) 国との関係の見直しに取り組みます

- 国と県の対等協力関係の強化 -

真の分権社会を実現するためには、地方が住民にとって最適な施策を決定できる自由度を高め、行政ニーズに見合う十分な税財源を確保していくことが不可欠です。このため、本県独自あるいは全国知事会等を通じた提案・要望活動を強化し、国に対し権限の移譲や関与の廃止・縮減、地方税財源の充実強化などを積極的に提案していきます。

《推進事項》

県への権限移譲

職業紹介や土地利用などの権限について、地方への移譲を国に対し提案していきます。

< 権限移譲を求める事務 >

職業紹介など23事務（別紙6）

< 権限移譲 >

職業紹介については、平成15年6月、職業安定法が改正され、都道府県が行う福祉、産業経済施策等に付帯するものについて、都道府県も行えることとなった。（平成16年3月施行）

県に対する関与の廃止・縮減

県の事業、計画決定などにかかる国との協議の義務付けや県の組織等に対する必置規制など国の関与について、その廃止・縮減を提案していきます。

< 見直しを求める関与 >

2ha超4ha以下の農地転用許可に係る国との協議など21事務（別紙7）

社会資本整備に係る国・地方の役割分担の見直し

現在の社会資本の整備の仕組みは、例えば国が直轄事業により整備した港湾施設について地方公共団体が管理を行うなど、整備主体と管理主体が一致していないことにより、運営に支障が生じているケースが見受けられます。このため、国と地方それぞれが自らの責任と負担で社会資本を整備し、管理運営までをも一貫して行う仕組みを構築する必要があり、こうした国・地方

の役割分担の見直しについて国に対し要請していきます。

地方税財源の充実・強化

県が自主的・自立的に地域の課題を解決していくために必要な地方税財源の充実強化方策について、国に対し提案していきます。

詳細は「5 財政構造改革（4）地方税財源の拡充」の項参照

県のあり方の研究

今後の県内の市町村合併の進捗を踏まえ、国・県・市町村の役割の再整理を行いながら、「都道府県合併」、「道州制」をも含め、地方行政制度のあり方についての研究を進めます。

<分権社会における県の役割>

分権社会においては、住民に身近な事務は、住民に最も身近な市町村で行うことが基本であり、都道府県は、市町村を包括する広域の地方公共団体として、地域における事務のうち、広域にわたるもの、市町村に関する連絡調整に関するもの、その規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でないと認められるものを処理することとされています。

このような考え方のもと、本県においては、今後、特に以下のような役割を重点的に担っていく必要があります。

市町村の区域を越えた広域的課題への対応

ア 広域的かつ一体的な施設・ネットワーク等の整備

例：道路・鉄道・港湾・空港など広域交通網の整備，高速大容量情報通信ネットワークの整備，広域観光ルートの設定等

イ 事業効果が広域に及ぶ事業・施設の整備

例：産学官の連携による産業振興，企業誘致，雇用対策，職業能力開発，拠点的な地域整備，広域公園の整備，大規模なスポーツ・文化施設の整備等

ウ 広域的に移動するものに対する規制等

例：大気，水など環境に対する監視・規制，食品の安全対策，感染症対策等

エ 広域的な資源の再配分・調整

例：水資源対策，広域水道事業等

市町村に対するサポート・コーディネート

ア 市町村間の施策の調整を必要とする広域計画の策定等

例：高齢者の保健福祉計画，医療圏の設定，都市計画マスタープランの策定，都市計画区域の設定，県土全体の土地利用基本計画の策定等

イ 一定の行政水準を確保するために必要な市町村への支援

例：情報通信格差を是正する事業，福祉施設の整備等への補助，市町村道整備等の過疎代行事業

ウ 市町村の行政体制整備等に対する支援

例：市町村の人材育成への支援，市町村合併の支援，事業・施策等に関する情報提供等
専門的・高度な行政課題への対応

ア 専門性の高い行政サービスの提供

例：高度な試験研究，先端的な科学技術の振興，重度心身障害などの福祉サービス，難
病対策や高度救急医療，がん対策などの医療サービス等

イ 非常時の危機管理体制の整備

例：原子力の安全対策，大規模災害・特殊災害への対応等

3 県庁改革 ～成果を重視した効率的な行政運営をめざして～

仕事に対する使命感を強く持ち、仕事の進め方や県庁の仕組みを常に見直していくことが重要です。このため、職員の意識改革や組織の活性化に徹底して取り組むとともに、よりよい行政サービスを効率的に提供していくための組織体制の再構築を進め、さらに、民間経営手法を有効に活用することにより、成果を重視した効率的な行政運営を行っていく必要があります。

(1) 職員の意識改革を徹底し、組織を活性化します

- さらなる改革意欲 -

職員一人ひとりが、「県民全体の奉仕者」としての自覚や十分なコスト意識を常を持って行政サービスに努めるとともに、新しい柔軟な発想で積極果敢にチャレンジしていくよう、職員の意識改革を徹底します。

職員が個々に持つ能力を最大限に発揮できるようにするとともに、職員がやりがいを持ち、勤務意欲の向上が図られるよう「茨城県人材育成基本方針」(平成12年3月策定)に沿って適切な人事政策を推進し、組織の活性化を図ります。

職員には、これまで以上に政策形成能力や法務能力が求められるため、職員研修や民間企業への派遣研修等を充実するなど、職員の能力開発に努めます。

《推進事項》

意識改革のための研修の充実 (平成15年度～)

「住民と行政との協働推進セミナー」、「企業に学ぶセミナー」などの従来の研修に加え、新たに「部課長のための意識改革講座」、「行政経営品質向上講座」、「コーチング能力開発研修」などを実施し、職員の意識改革のための研修を充実します。

目標チャレンジ制度の導入 (平成15年度～)

組織の使命や目標について、課所単位での対話を活発化し、情報の共有化を通じ、職員が組織目標の達成に向けて主体的に取り組み、業務を効果的に遂行できるよう目標チャレンジ制度を導入します。

< 目標チャレンジ制度の概要 >

目標設定：部局、課所において当該年度に重点的に取り組む目標等を設定(4～5月)

達成度評価（自己及び部課長による）：中間評価（12月）、最終評価（3月）を実施

人事評価制度の見直し（平成17年度～）

国の公務員制度改革を踏まえつつ、能力主義・実績主義に基づいた人事制度を実現するため、加点方式を重視するなど人事評価制度を見直します。

予算節約の奨励

職員のコスト意識を高めるため、創意工夫により予算執行額を節約した場合に、その一部を翌年度の予算として有効に活用できる予算節約奨励の仕組みを実施します。

政策研究成果の施策化（平成15年度～）

若手職員グループが政策提案を行う政策研究講座について、実施期間や評価方法を見直したうえで、優れた研究成果の施策化を推進します。

< 取組状況 >

平成15年度 政策研究講座
（研究テーマ数：5テーマ）

職員提案の活性化（平成15年度～）

職員から施策のアイデアを募集し、優れた提案については提案者を担当課所へ配置換するなど、職員提案の活性化により新規の施策化を推進します。

< 取組状況 >

平成15年度 職員提案「アイデアオリンピック」
（応募件数：150件 表彰件数：11件）

庁内公募の拡充

新たに技術職員の専門能力を高める業務を対象に加えるなど公募対象業務を増やし、庁内公募を拡充します。

< 目標 >

庁内公募対象業務数：20業務
[平成14年度対象業務数：5業務]

スペシャリストの育成（平成17年度～）

専門的知識・経験等を備えた人材を配置する必要のある行政分野の検討を行い、スペシャリストの育成のためのジョブローテーションを実施していきます。

女性職員の登用の促進

男女共同参画社会の形成の観点から，女性職員の幅広い分野への配置や研修機会の拡大を進め，登用を促進するなど，女性職員の意欲と能力を積極的に活用します。

民間企業等への派遣研修の充実

コスト意識や専門的知識・国際感覚等を身につけた職員の育成を図るため，新たな派遣先を開拓するなど，民間企業等への派遣研修を充実します。

先進的な行政手法や幅広い視野・経験を身につけるため，国，他の都道府県，市町村との間の人事交流を積極的に推進します。

<目標>

民間企業，他の行政機関等への派遣者数：35人

[平成14年度派遣者数：22人]

政策形成能力向上のための研修の強化

政策研究講座を充実するほか，ディベート（討論）を取り入れた行政課題研究や政策評価能力スキルアップ講座，政策法務実践講座に加え，IT，地域経済活性化等直面する行政課題をテーマに据えた講座を実施します。

自己研鑽，自己啓発の環境づくり

職員の意欲，主体性を高揚し，職員一人ひとりが自己啓発に取り組みやすい職場環境づくりを進めるため，総実勤務時間の短縮や通信研修受講等の支援を推進します。

<目標>

通信研修助成対象講座の拡大，受講者数の増：計画人数100人

[平成14年度対象講座数，受講者数：39コース，73人]

庁内分権の推進

予算執行の効率化を図るとともに，県民ニーズに弾力的に対応するため，各部局へ権限を移譲し，より各部局が主体となった予算の執行を推進します。
(平成15年度～)

各種決裁について，事務処理の効率化・迅速化を図るとともに，部課長の責任の明確化を図るため，決裁（部長，課長の専決）事項や合議事項を見直して，各部局への権限移譲を推進します。(平成16年度～)

(2) 多様な人材を確保します - 民間人等の起用 -

試験研究機関や専門的な知識経験を有する人材を必要とする課所に，民間などの外部の人材を受け入れ，多様な人材の確保・活用を推進し，県の研究活動や組織の活性化を図ります。

《推進事項》

任期付研究員採用制度の活用（平成15年度～）

試験研究機関における研究活動の活性化を図るため，任期付研究員採用制度を効果的に活用し，専門的な知識経験を持つ多様な人材を確保します。

任期付職員採用制度の導入（平成15年度～）

高度の専門性が求められる行政ニーズなどに対応するため，任期付職員採用制度を導入し，民間などの外部から専門的な知識経験を持つ人材を確保します。

< 目標 >

任期付研究員・任期付職員数：10名

(3) 課題に柔軟かつ的確に対応する体制を整えます

- 総合行政の推進 -

県の重要な政策や新たな行政ニーズに柔軟かつ的確に対応する組織体制を整備するとともに，スリムな行政運営体制を確立するため，スクラップ・アンド・ビルドを基本として組織機構を再構築します。

組織機構の再構築に当たっては，市町村合併の進展等の社会経済情勢の変化を踏まえつつ，国や市町村，民間等との役割分担を明確にしながら，県民にとってわかりやすい体制をめざし，不断の見直しを行います。

複数の部局等に関わる緊急又は臨時の行政課題に機敏に対応するための体制整備を進めます。

中学校卒業者の減少と社会の急激な変化や生徒の多様化に対応するため，県立高等学校の再編整備を進めます。

< 取組状況 >

・ 本庁組織

(H 1 0) 8 部 2 局 8 1 課 (H 1 5) 7 部 1 局 7 1 課

削減数： 1 部 1 局 1 0 課

・出先機関

(H 1 0) 1 3 4 所 4 1 支所 (H 1 5) 1 1 7 所 4 0 支所

削減数： 1 7 所 1 支所

ア 本庁組織の再構築

《推進事項》

総合的な政策調整機能の強化

少子高齢対策や産業活性化対策など、複数の部局に関連する行政課題が増大している状況に対応するため、政策幹部会議や部局横断的な推進本部の積極的な活用を図るとともに、先端的な政策分野に関する調査・研究に積極的に取り組み、戦略的な県政運営を推進します。

科学技術振興体制の強化 (平成15年度)

つくば地区や日立地区、東海・那珂地区などにおける全国有数の高度な科学技術の集積を、産業の振興や県民生活の向上、科学教育の充実などに結びつけるとともに、サイエンスフロンティア21構想や知的特区構想などを推進することにより、日本をリードする科学技術立県をめざすため、科学技術振興体制を強化します。

- ・企画部に「科学技術振興監」を設置(平成15年4月)
- ・商工労働部商工政策課に「産学連携推進室」を設置(平成15年4月)

拠点地域整備の執行体制の一元化 (平成15年度)

今後の県勢発展を支える「つくばエクスプレス沿線地域」や「ひたちなか地区」におけるまちづくりや産業立地を総合的に推進するため、執行体制を一元化します。

- ・企画部に、新線・つくば調整課、新線沿線整備課及びひたちなか整備課の3課から構成されるつくば・ひたちなか整備局を設置(平成15年4月)

食の安全推進体制の整備 (平成15年度)

県民の食の安全に対する関心の高まりを踏まえ、食品や農林水産物について生産・流通面における安全性を確保するため、食の安全推進体制を整備します。

- ・保健福祉部生活衛生課に「食の安全対策室」を設置（平成15年4月）
- ・大規模保健所（5所）に「食の安全主査」を設置（平成15年4月）
- ・農林水産部園芸流通課に「農産物安全対策担当技佐グループ」を設置（平成15年4月）

青少年行政・男女共同参画行政等の執行体制の見直し（平成15年度）

現在，知事部局と教育委員会とがそれぞれに実施している青少年行政や男女共同参画行政等の業務については，執行体制を再整理し，県民に対して総合的な行政サービスが提供できる体制を整えます。

- ・青少年行政及び男女共同参画行政について，知事部局女性青少年課と教育庁生涯学習課の分掌事務の見直しを実施（平成15年4月）

産業活性化推進体制の強化（平成16年度）

産学官連携による新産業の創出，中小企業に対する経営支援の強化等を総合的に推進し，本県産業の活性化を図るため，推進体制を整備します。

- ・商工労働部商工政策課，商業流通課及び工業技術課の3課を産業政策課，産業技術課，中小企業課に再編（平成16年4月）

農業改革推進体制の強化（平成16年度）

消費者のベストパートナーとなる茨城農業の確立を目指す農業改革を推進するため，本庁の総合調整機能を強化するとともに，改革関連施策を実施する地方総合事務所，地域農業改良普及センター及び土地改良事務所の連携強化を図ります。

- ・農林水産部農政企画課に「農業改革推進室」を設置（平成16年4月）
- ・各地方総合事務所農政課に「地域農業振興室」を設置（平成16年4月）

雇用対策の充実（平成16年度）

厳しい雇用情勢を踏まえ、雇用相談や職業能力開発支援、職業紹介等のサービスを一元的に提供する拠点を整備して、雇用対策の充実を図ります。

- ・商工労働部労働政策課に「いばらき就職支援センター」を設置（水戸市三の丸の旧職員会館内に設置）
（平成16年4月）

不正軽油対策の強化（平成16年度）

不正軽油対策の強化を図り、軽油引取税の適正な賦課徴収を行うため、執行体制を整備します。

- ・総務部税務課に「査察室」を設置（警察官を配置）
（平成16年4月）

健康危機管理対策の強化（平成16年度）

感染症や化学物質等による健康被害の予防、拡大防止等の健康危機管理対策を強化するため、執行体制を整備します。

- ・保健福祉部保健予防課に「健康危機管理対策室」を設置
（平成16年4月）

付属機関の見直し

審議会等の付属機関については、開催実績や必置規制緩和の状況を踏まえ、類似する付属機関の統廃合を含め、見直しを行います。

- ・商工審議会，観光審議会，職業能力開発審議会を統合し，商工労働観光審議会を設置（平成15年4月）
- ・工場立地審議会を廃止（平成16年3月末）

イ 出先機関の再構築

《推進事項》

市町村合併の進展等を踏まえた出先機関の見直し

出先機関については，市町村合併の進展や必置規制の緩和状況等を踏まえ，設置数や管轄区域の見直し・検討を進めます。

本庁と出先機関の役割の見直し

県民に直結した事務，地域性の高い事務及び全県的な調整の必要のない事務等については，引き続き，出先機関に対して権限移譲を進め，その機関で事務処理が完結するようにします。

< 取組状況 >

平成 14 年 4 月 1 日現在の出先機関への移譲事務：369 項目 1,968 事務

平成 15 年 4 月 1 日現在の出先機関への移譲事務：379 項目 2,010 事務

一方，出先機関において事務処理が完結しない事務で迅速性が求められるものについては，本庁と出先機関で事務手続きが重複しないよう，むしろ本庁に一元化するなどにより迅速な処理を図ります。

保健所と福祉事務所の再編

福祉事務の市町村への権限移譲や保健医療計画の改訂，さらには，市町村合併の進展等を踏まえつつ，保健・福祉・医療の連携強化による県民利便の向上を図るため，保健所と福祉事務所の再編について検討します。

県立社会福祉施設の見直し

県立社会福祉施設については，今後は，法令により設置が義務づけられているもののほか，先駆的で高度なサービスを提供する必要がある分野での整備を主体に進めるものとし，民間社会福祉施設と機能的に競合する施設などについては，民間施設の整備充実の状況を踏まえ，入所者の処遇に配慮しながら，民間委託化や施設の廃止を含めて，その管理運営体制及び入所定員などについて見直します。

- ・ 民間児童養護施設の整備状況を踏まえた県立友部みどり学園の廃止（平成 15 年 3 月末）
- ・ 県立内原厚生園を県立コロニーあすなろに再編統合し，県立あすなろの郷として一体的に整備（平成 15 年 4 月）
- ・ 県立長生園の廃止（平成 16 年 3 月末）
- ・ 県立身体障害者（児）施設の再編統合の検討 等

行政ニーズの変化に対応した出先機関の見直し

小規模な出先機関や行政客体が減少している出先機関については，行政運営の簡素・効率化の観点から，類似機関への統合や廃止を含め，そのあり方について見直します。

< 廃止する出先機関 >

- ・ 職員東京宿泊所の廃止（平成15年3月末）

< 統合する出先機関 >

- ・ 農業総合センター園芸研究所蚕糸昆虫研究室（支所）を園芸研究所本所に移転統合（平成15年4月）
- ・ 県立水戸看護専門学院を県立中央看護専門学院に再編統合し，中央看護専門学校として一本化（平成16年4月） 等

新たな県立施設の整備状況を踏まえ，本庁からの業務移管や既存の出先機関の再編などにより，出先機関の機能の充実強化に努めます。

- ・ 霞ヶ浦環境センター（仮称，平成17年度開設予定）及び環境監視センター（仮称，平成19年度開設予定）の整備に合わせ，公害技術センターの業務移管について検討
- ・ 県立水戸産業技術専門学院の情報系訓練科を県立産業技術短期大学校として高度化再編（平成17年4月予定）

ウ 緊急又は臨時の行政課題に機敏に対応するための体制整備 《推進事項》

推進本部等の活用

複数の部局等に関わる緊急又は臨時の行政課題が生じた場合には，速やかに対策本部等を設置するなど，総合的に課題に対応できる全庁的な体制を整えます。

< 推進本部等の設置事例 >

- ・ 緊急経済対策本部
- ・ 危機管理対策本部
- ・ JCO事故対策本部
- ・ 牛海綿状脳症対策本部
- ・ 食品の安全確保推進委員会
- ・ コイ養殖緊急対策本部 等

エ 教育委員会の見直し

《推進事項》

県立高等学校の再編整備（平成15年度～）

高等学校審議会の答申を踏まえ、学校の規模・配置の適正化、学科改編、総合学科・単位制高等学校、中高一貫教育校など新しいタイプの高等学校への改編等を考慮し、学校の統合を含めた再編整備を着実に進めていきます。

< 県立高等学校再編整備の概要 >

県立高等学校の学校数（見込み）

項目	年度	14年度	前期実施計画完成時	(参考)後期実施計画完成時
	全県立高等学校数		111校	106校
上記の内	全日制課程の単位制高等学校	1校	5校	10校程度
	総合学科の高等学校	1校	6校	10校程度
	定時制課程の単位制高等学校	1校	2校	4校程度

（前期実施計画：平成15年度～18年度，後期実施計画：19年度～22年度）

< 取組状況 >

大子第一高校と大子第二高校を統合し、大子清流高校を平成16年4月に開校
（大子第一高校と大子第二高校の募集を平成16年度から停止）

（4）職員数の削減や職員給与費の抑制を図ります

- スリム度全国トップクラス -

簡素で効率的な行政運営体制を整備するため、事務事業の見直しや組織機構の再構築、業務の民間委託、電子県庁の推進などにより、引き続き職員定数の一層の削減を行います。

県の重要政策の推進や新たな行政ニーズへの対応に必要な人員については、重点的、弾力的な配置に努めます。

国や民間等の動向や厳しい県財政の状況等を踏まえ、給与制度の適正な運用に努め、職員給与費の抑制をはじめとする見直しを進めます。

ア 職員数の削減（定員適正化計画）

《推進事項》

一般行政部門に係る職員数の削減（平成15年度～）

一般行政部門に係る現行の定員適正化計画（平成10～19年度の10年間に約660人（平成9年4月の職員数6,612人の約10%）を削減）については、平成16年度に計画数を達成する見通しであることから、さらなる行革努力により、現行の削減目標に削減数を上乘せした新たな定員適正化計画を策定し、引き続き職員数を削減します。

<目標>

平成10～19年度の10年間に約1,000人（対象職員数の約15%）を削減（前大綱の目標に340人上乘せ）

<取組状況>

平成10～15年度の6年間に637人を削減
（目標に対する達成率：約64%）

教育部門に係る職員数の削減（平成15年度～）

教育部門については、現行の定員適正化計画（平成10～19年度の10年間に約1,700人を削減）に基づき着実に削減を行ってきたが、国の教職員定数改善計画（平成13～17年度）に基づき、少人数指導等を行うための教職員配置を増やすこととしたので、現行の定員適正化計画を改訂し、学校の教職員については法令等に基づく配置を行うほか、学校以外の職員については、引き続き職員数を削減します。

<目標>

平成10～19年度の10年間に約1,370人を削減
（国の定数改善計画による配置増のため、前大綱の目標より330人減）

<取組状況>

平成10～15年度の6年間に952人を削減
（目標に対する達成率：約69%）

その他の部門における職員数の削減

大学及び病院については、適切な教育及び医療体制を確保するために必要な人員を配置するほか、包括外部監査に基づく人員配置や業務執行体制の見直し等により、全体として職員数を削減します。

< 取組状況 >

平成 10 ~ 15 年度の 6 年間に 7 人を削減

〔 県立医療大学付属病院の機能拡充等による医師，看護師等増 53 人
事務職員等の削減 60 人 〕

企業局については，事務事業の動向を踏まえた業務執行体制の見直し等により，引き続き職員数を削減します。

< 取組状況 >

平成 10 ~ 15 年度の 6 年間に 28 人を削減

警察本部については，警察官は警察法施行令に基づく配置を行うほか，警察官以外の職員については，治安情勢を踏まえた人員の配置に配慮しつつ，業務執行体制の見直し等により，引き続き職員数を削減します。

< 取組状況 >

警察官：平成 8，9 年度の 2 年間に 133 人増

平成 13 ~ 16 年度の 4 年間に 505 人増

〔 警察法施行令に定める定数
改正による増員 〕

警察官以外の職員：平成 10 ~ 15 年度の 6 年間に 13 人を削減

定員シーリング等の実施

定員適正化計画を着実に推進するとともに，職員数の適正かつ計画的な配分を図るため，全庁的に定員シーリングを継続して実施します。

- * 定員シーリングとは，職員配置に係るスクラップ・アンド・ビルドを徹底し，効率的な定員管理を行うため，配置定数の一定割合を削減することであり，その一部については，新規の行政需要等に対して重点的に再配分します。

< 目標 >

毎年度，配置定数の 1.5% 相当を削減

< 取組状況 >

平成 8 年度 ~ 平成 9 年度 1%

平成 10 年度 ~ 平成 12 年度 2%

平成 13 年度 ~ 平成 15 年度 1.5%

45 歳以上の職員を対象とする勸奨退職制度を，継続実施します。

< 取組状況 >

平成 13 年度 45 歳以上勸奨退職者数：172 人

平成 14 年度 45 歳以上勸奨退職者数：228 人

職員数の公表

定員適正化の推進状況を含め、定員管理の状況について、毎年度公表します。

<平成15年4月1日現在の職員数>

・一般行政部門	5,975人
・教育部門	24,226人
・その他の部門	
大学	117人
公営企業等	1,386人
警察本部	4,767人
合 計	36,471人

イ 職員給与費の抑制と給与制度の適正化

《推進事項》

職員給与の見直し

特別職及び管理職員の給与カットについては、厳しい財政状況に鑑み、引き続き、3年間継続します。また、人事委員会勧告、包括外部監査の結果報告（平成14年度）等を踏まえ、給与制度の見直しを行います。

<特別職及び管理職員に対する給与カットの継続>

期 間：H15.4～H18.3

特別職：知事 10% 副知事等 5～3%

管理職：管理職手当の 10%

<取組状況>

- ・給与カット 特別職：H11.10～H13.9 知事，議長 10% 副知事，議員等 5%
H13.11～H15.3 知事，議長 10% 副知事，議員等 5～3%
(議会関係はH14.12まで)
一般職：H12.4～H13.9 管理職手当16%相当以上の職員 3.5%
上記以外の職員 2.5%
H13.11～H15.3 管理職手当の 10%
- ・期末・勤勉手当削減：H11：0.3月 H12：0.2月 H13：0.05月 H14：0.05月
H15：0.25月
- ・給料表のマイナス改定：H14 人事委員会勧告に基づく給料表の引き下げ等により職員の給与を1.99%引き下げ

H15 人事委員会勧告に基づく給料表の引き下げ等により職員の給与を1.1%引き下げ

高年齢層職員の昇給抑制措置の見直し

国及び他の都道府県の動向や民間の状況等を踏まえ、高年齢層職員の昇給抑制措置の見直しを行います。

<取組状況>

- ・55歳昇給停止制度の導入（平成17年4月1日から 現行は58歳昇給停止）

退職手当の見直し

退職手当については国に準じた制度となっており、国家公務員の退職手当の引下げの動向を踏まえ、退職手当の見直しを行います。

<取組状況>

- ・退職手当の支給水準の引き下げ（平成16年1月1日実施）
約5.5%引き下げ（当初1年間は経過措置として約2.7%引き下げ）

給料の調整額及び特殊勤務手当の見直し

国及び他の都道府県の動向や勤務環境の変化等を考慮し、給料の調整額及び特殊勤務手当の見直しを行います。

（5）成果重視の行政経営を進めます - 民間経営手法の導入 -

民間経営手法の観点で、県の仕事を見直し、質の高い行政運営を実現するため、「何をしたか」という活動の結果（アウトプット）よりも、県民の視点に立ち、「どれだけの費用でどれだけの効果があるのか」という事業の成果（アウトカム）を重視する行政経営を推進します。

PLAN（計画）- DO（実施）- SEE（評価）のマネジメントサイクルを確立します。

民間委託やPFI手法など、民間経営の発想や手法を積極的に活用し、県民サービスの向上とコストの縮減を図ります。

《推進事項》

政策評価制度の推進

県政運営の透明性の確保、説明責任の向上のほか、事業の効果的な執行を図るため、県が行っている事業の成果等を適切に把握・評価し、その情報を積極的に県民に公開した上で、事業の見直しを進め、次年度の予算に反映します。

< 取組状況 >

平成 11 年度～試行，平成 13 年度～本格実施

政策評価結果

平成 13 年度：評価対象事業 219 うち制度見直し等 51，休廃止 26

平成 14 年度：評価対象事業 249 うち制度見直し等 47，休廃止 8

平成 15 年度：評価対象事業 240 うち制度見直し等 46，休廃止 5

総合政策マネジメントの充実

県政運営の基本方針である県長期総合計画の実効性を確保し，計画に掲げた施策を総合的かつ着実に推進するため，目標水準の達成状況についての分析・評価手法の確立やプロジェクト推進委員会の活用など，政策マネジメントの充実を図ります。

* プロジェクト推進委員会とは，「はつらつ長寿社会」，「子育て夢社会」，「競争力のある産業づくり」など 12 の「愛されるいばらきづくりプロジェクト」ごとに，部局横断的に推進する組織です。

公共事業等の事前評価制度の導入（平成 15 年度～）

公共事業の新規採択に当たり，事業の一層の重点的・効率的執行と行政の透明性の確保や説明責任の徹底を図るため，事業の必要性，費用対効果などの観点から事前に評価を行う公共事業の事前評価制度を導入します。

< 事前評価制度の概要 >

評価対象事業：県が事業主体の総事業費 10 億円以上の公共事業及び非公共事業

評価内容：事業実施の必要性，事業実施により期待される効果，費用対効果分析，環境への配慮状況 等

公共事業再評価の推進

公共事業の一層の効率化，重点化を図るとともに，実施過程の透明性の向上を図るため，一定期間を経過した事業を対象に社会情勢の変化等を踏まえた再評価を実施し，必要に応じ事業の休止又は中止を含めた見直しを行います。

< 取組状況 >

平成 10～15 年度までに 183 事業を対象に実施

うち中止 8 事業（緒川総合開発事業，大谷原川総合開発事業，栗原台地区畑地帯総合整備事業等）

休止 1 事業

事業内容の見直し等 15 事業

試験研究等の評価・公表制度の導入（平成15年度～）

試験研究機関や大学，病院等について，事業運営についての中期目標の設定や年度計画の策定，外部有識者等による評価，公表等を行う仕組みを導入し，その効率的運営に向けた見直しを行います。

< 導入予定 >

試験研究機関：平成15年度～

大学，病院等：平成16年度～

地方独立行政法人制度について，国における法制化の状況等を踏まえ，この制度を導入する場合の機関の範囲や効果などについて調査・検討を行います。

発生主義会計手法の拡充

県の会館など主要な公共施設ごとの行政コスト計算書を作成し，他団体との比較や民間施設との比較などを通じて，予算への活用を図るとともに，コスト意識の徹底を図り，効率的な施設経営を推進します。（平成14年度～）

特別会計や企業会計を含めたバランスシートに加え，今後県出資団体を含めた連結バランスシートの導入について検討します。

* 発生主義会計手法とは，現金の支出や収入の事実にとらわれることなく，取引や事象が実際に発生する時点を記録時点とする方法です。

< 取組状況 >

普通会計ベースのバランスシート，行政コスト計算書の作成（平成12年度～）

企業会計等も含めた県全体のバランスシート作成（平成13年度～）

施設別行政コスト計算書作成（平成14年度～）

民間委託の推進

民間委託に係る県のガイドラインを策定（平成15年度）し，県が直接実施するよりも，民間の専門的な技術等を活用した方が効果的・効率的に目標を達成でき，県民サービスの向上が見込まれる業務を明確にして，積極的に外部委託を推進します。

< 外部委託を推進する事務の例 >

同種の業務を行っている民間等の基盤が整っている事務

定型的・補助的な事務

公権力の行使を伴わず，県が直接執行する意義が薄れている事務

委託により行政運営のスリム化・コスト縮減等の効果が期待される事務

委託による弾力的な運営により，県民サービス水準の向上が期待される事務

専門的又は特殊な技術等を必要とする事務 等

< 取組状況 >

土木事務所の道路パトロール業務，道路補修業務

新県庁舎の総合案内業務，庁舎管理業務

県立中央病院の外来受付業務

県立友部病院，県立長生園の調理業務

印刷業務（平成15年度～）

配偶者等からの暴力被害者の一時保護業務（平成15年度～）

公用車の運転業務（平成16年度～）

保育士試験業務（平成16年度～）

施設の管理運営の効率化（平成15年度～）

公の施設の管理運営の委託に当たっては，受託者が自主的な経営努力を發揮しやすく，県民により良いサービスを効果的・効率的に提供することができやすい「利用料金制」の導入を検討します。

* 「利用料金制」とは，管理受託者の自主的な経営努力を發揮しやすくするために，地方公共団体が施設利用者から利用料金を徴収する代わりに，公の施設の管理受託者が施設利用料金を直接徴収して，その運営に充てる制度です。

公の施設の管理に関する「指定管理者制度」（民間事業者を含む指定された者による管理代行制度）へ移行するのに合わせ，民間事業者の活用について検討します。

P F I 手法の活用

P F I 導入の基本的考え方や導入手順等を盛り込んだ県のガイドラインを策定（平成14年度）し，P F I 手法の活用に努めます。

* P F I（Private Finance Initiative）とは，民間の資金，経営能力及び技術能力を活用して公共施設等の建設，維持管理及び運営を行う手法です。

< 取組状況 >

・常陸那珂港北公共埠頭コンテナターミナル施設の管理運営（平成12年度導入）

< ガイドラインの概要 >

・総事業費（設計，建設，維持管理及び運営費）が概ね10億円以上の事業についてP F I 導入の可能性を検討

環境に配慮した行政の推進

県の事務事業の執行に当たっては、茨城県環境保全率先実行計画（県庁エコ・オフィスプラン）やISO14001に基づき、省資源・省エネルギーを推進し、環境負荷の低減に努めます。

<目標>

(省資源)	用紙類の使用量：10%削減(平成11年度比，以下同じ)
	上水道使用量：5%削減
	廃棄物の量：10%削減
	可燃廃棄物のリサイクル率：70%
	グリーン購入率：70%
	建設廃棄物のリサイクル率：90%
(省エネルギー)	電気使用量：7%削減
	公用車燃料使用量：7%削減
	燃料使用量：7%削減
(温室効果ガス排出量)	6%削減

ESCO(エスコ)事業の導入 (平成16年度～)

県有施設におけるエネルギー消費量を抑制し、経費の削減を図るため、省エネルギーを推進する新しい手法であるESCO事業を導入します。

* ESCO(Energy Service Company)事業とは、ビルや工場の設備を省エネルギー化し、そのための費用も省エネルギーによる節約効果によって賄う事業です。

<取組状況>

・県立医療大学及び付属病院で導入(平成17年4月ESCOサービス開始予定)

企業的経営の導入

流域下水道事業等については、企業的経営により事業の効率化や費用の明確化を図る必要があることから、収支状況等を踏まえつつ、企業会計方式(「地方公営企業法」の財務規定等の適用)の導入について検討を進めます。

4 出資団体改革 ～出資団体等の効率的な運営をめざして～

出資団体等については，厳しい経済・財政状況の中にあつて，県行政を補完し，的確なサービスを提供していくため，県議会の「県出資団体等調査特別委員会調査結果報告書（平成14年6月）」を踏まえて，組織形態や事業内容を点検し，自主性・自立性を確保しつつ，効率的で健全な経営を推進していく必要があります。

* 出資団体等とは，県が出資をしている団体及び県は出資をしていないが財政的・人的支援を継続的に行っているものをいいます。

（1）再編統合を進めます - 簡素で効率的な組織体制 -

類似業務を行う団体の統合，県の関与の必要性が希薄となった団体の移管・廃止，法人形態の見直し，民間と競合する事業の見直しなどを行い，時代の変化に的確に対応した簡素で効率的な組織体制への再編整備を進めます。

《推進事項》

団体・事業の再編統合

対象団体名	推進内容
日立埠頭(株) 大洗埠頭開発(株) 常陸那珂埠頭(株)	港湾運営会社（常陸那珂埠頭(株)と大洗埠頭開発(株)が平成15年3月に合併し，茨城港湾(株)を設立）と物流会社（日立埠頭(株)の業務見直しを行い，日立港管理運営業務を港湾運営会社へ移管）の2社に再編統合します。
(財)茨城わくわく財団	平成16年4月を目途に，茨城県社会福祉協議会と再編統合します。
(財)茨城県勤労者育英基金 (財)茨城県労働者信用基金協会	平成15年度中を目途に，事務局の統合を含めた相互補完体制のあり方を決定します。
(財)茨城県農林振興公社 (株)いばらき森林サービス	(財)茨城県農林振興公社の県有林管理等の業務(分収造林を除く)のうち，除・間伐等の森林整備部門を平成15年度中に(株)いばらき森林サービスへ移管します。
(社)茨城県穀物改良協会 (社)園芸いばらき振興協	(社)茨城県穀物改良協会の園芸部門（種苗）を(社)園芸いばらき振興協会へ平成16年度中に移管し

会	ます。
筑波新都市開発(株) 南茨城新都市開発(株)	平成16年7月を目途に、筑波新都市開発(株)、南茨城新都市開発(株)及び(株)筑波エネルギーサービスの合併を進めます。

地元等への移管・廃止

対象団体名	推進内容
(株)古河ソフトウェアセンター	<p>長期借入金返済後の収支シミュレーションを実施するとともに、古河市等への運営移管の方策の検討・影響調査を行います(平成15年度～17年度)。</p> <p>県の情報人材育成に関する方針の再構築と国との調整を行います(平成17年度～18年度)。</p> <p>長期借入金返済後の平成20年度を目途に、移管について古河市等関係機関との調整を行います。</p> <p>【当面の経営】</p> <p>入居企業の確保とともに、古河市等関係機関による事業検討会での検討結果を踏まえ、県のIT戦略に対応した企業や市町村職員向け人材育成事業及び県の情報基盤を活用したデータセンターやASP事業などを行い、累積欠損金の削減に努めます(平成15年度～)。</p> <p>* ASP(Application Service Provider)事業とは、各種業務用ソフト等のアプリケーションソフトをインターネット経由で顧客が利用できるようにするサービスを提供する事業です。</p>
(財)茨城勤労福祉事業団	<p>鹿島勤労総合福祉センター「鹿島ハイツ」については、平成15年度当初を目途に鹿嶋市などへの移管又は廃止の方針を決定します。</p> <p>【「鹿島ハイツ」の当面の経営】</p> <p>中期経営改善計画(平成13年度～15年度)に沿って、売上目標(2億6千万円)達成に向け、販売商品の企画開発、鹿島地区を重点とした積極的な営業活動を実施するとともに、経費の節減を図り累積欠損金の削減に努めます。</p>
(財)茨城県勤労者余暇活用事業団	<p>「茨城県立中小企業福祉センター」については、地元日立市と協議し、平成15年度中を目途に、あり方について方針を決定します。</p>
(社福)茨城県社会福祉事業	<p>老人・母子休養ホーム「福寿荘」については、平</p>

団	<p>成 1 5 年度中に大子町等への移管又は廃止を決定し、平成 1 6 年度末までに「福寿荘」の運営から撤退します。</p> <p>【「福寿荘」の当面の経営】</p> <p>人件費や事業費を削減するとともに、誘客活動を強化し、収支均衡を図ります。</p>
---	---

組織の抜本的見直し

対象団体名	推 進 内 容
茨城県住宅供給公社	<p>平成 1 4 年 1 2 月に設置した公社あり方検討委員会において、事業内容の精査（特に住宅分譲事業の撤退を含めた精査）、組織形態の見直し、公共的役割の必要性、県営住宅管理業務の受託の是非等を検討し、新経営改善計画を策定します（平成 1 5 年 9 月までに結果報告）。</p> <p>検討委員会の結果報告を踏まえ、平成 1 5 年 9 月以降、事業内容の決定、新組織の方向付けを行うとともに、新組織への移行時期等具体的な対応や新経営改善計画を実施します。</p> <p>【保有土地の処分促進等】</p> <p>販売体制を強化するとともに、徹底したマーケティングを行い、公社経営改善計画に基づく分譲を促進します（平成 2 1 年度までに全区画の半分を処分、平成 3 0 年度までに全区画処分）。</p> <p>造成工事や人件費を含む管理運営に係る経費について徹底した削減を行います。</p> <p>積立分譲住宅の募集、定期借地権付き分譲住宅の販売を行います。</p> <p>住宅地以外の公共施設など他用途への利活用を進めます。</p> <p>住宅金融公庫の高金利資金については、低金利資金への借り換えを行います。</p> <p>【関連法人の運営】</p> <p>関連法人である（財）茨城県ニューライフ振興財団に管理を委託しているケア付き高齢者住宅「サンテータ土浦」については、営業活動の強化や入居条件の改善などにより入居率の向上に努め、経営改善を進めます。</p>

<p>茨城県土地開発公社</p>	<p>経営効率化検討委員会において、平成15年6月までに土地開発公社と開発公社の業務内容、業務量を精査し、それに基づき、定員配置の見直し、業務の一体化等を行います（平成15年度～17年度）。</p> <p>社会経済情勢、業務執行状況等を踏まえ、組織の大幅縮減、再編統合などを含めた組織形態の見直しについて検討します（平成17年度～）。</p> <p>【長期保有代替地等の処分促進】</p> <p>住宅用地として利用可能な代替地については、公募・入札等により処分を進めます。</p> <p>その他の代替地については、公共事業用地、公共事業の代替地として処分を進めます。</p> <p>常陸那珂地区土地区画整理事業に係る土地については、事業用定期借地方式の活用などにより、早期処分に努めます。</p>
<p>(財)茨城県開発公社</p>	<p>経営効率化検討委員会において、平成15年6月までに開発公社と土地開発公社の業務内容、業務量を精査し、それに基づき、定員配置の見直し、業務の一体化等を行います（平成15年度～17年度）。</p> <p>社会経済情勢の変化、業務執行状況を見極めつつ、将来的には組織形態の抜本的な見直しについて検討します（平成17年度～）。</p> <p>【工業団地保有地の処分促進】</p> <p>誘致対象業種の拡大、割賦分譲制度、事業用定期借地方式等の導入など企業誘致策を充実し、分譲を促進します（平成14年度～）。</p> <p>「茨城県工業団地健全化基本方針」に基づく事業の進行管理を実施します（造成工事先送り措置の継続など）。</p> <p>事業資金調達に当たっては、低金利資金を調達します。</p> <p>【砂沼サンビーチの当面の経営】</p> <p>集客力向上（集客目標18万人/年）のため、団体利用契約の促進や周辺施設との連携強化、個人割引制度の導入などの対策を拡充します（平成14年度～）。</p> <p>経営効率化検討委員会において、平成15年6月</p>

	<p>までに今後の施設整備，施設移管の方策など運営のあり方を検討し，それに基づき，施設移管等を含む諸対策を実施します（平成15年度～）。</p>
<p>（株）ひたちなかテクノセンター</p>	<p>平成14年6月に設置した事業検討会議において，既存事業の再編統合，新たな事業開拓，（財）茨城県中小企業振興公社との連携，現在の事業形態の見直し等について検討を行い，平成16年4月までに総合的なサービス体制を構築するとともに，（財）茨城県中小企業振興公社への既存の公益的事業の移管を進める一方，新たに大強度陽子加速器や県ブロードバンドネットワークに関連した事業などを実施します。</p> <p>【当面の経営】</p> <p>経営改善プラン（平成13年度～17年度）に基づき，経費の節減や入居企業の確保等を図り，累積欠損金の解消に努めます。</p> <p>日本原子力研究所や茨城大学との連携による専門家支援体制を確立するとともに，大強度陽子加速器の整備に合わせ，周辺研究装置の共同受注や地元企業との連携による研究成果の活用などの新たな事業を開拓します。</p> <p>県ブロードバンドネットワークを活用した地元中小企業に対する研究開発の支援など，IT関連事業の拠点づくりを行います。</p>

民間と競合している団体の見直し

対象団体名	推 進 内 容
<p>（財）茨城県建設技術公社</p>	<p>引き続き，民間と競合する測量などの受託事業について削減します（平成14年度～）。</p> <p>経営懇談会等において，公益法人としての公社の将来のあり方について検討します（平成14年度～15年度）。</p> <p>「発注者支援制度」の整備・確立を図る観点から，今後の新たな業務として，市町村に対するIT化支援体制，施工管理・検査体制の構築を検討します（平成15年度～17年度）。</p>

(2) 経営の健全化を図ります - 黒字基調の経営 -

経営環境の変化に柔軟に対応できるよう団体の事務事業の必要性や効率性を点検するとともに、自己責任による黒字基調の健全な経営を促進します。

経営改善計画の策定（PLAN）・実施（DO）・評価（SEE）・新たな計画策定といったマネジメントサイクルの徹底，組織の簡素化，内部管理経費の削減，役職員のコスト意識や経営感覚の醸成など，団体の経営体質の改善を進めます。

《推進事項》

経営の健全化に向けた事業展開等

対象団体名	推進内容
鹿島都市開発㈱	<p>【ホテル事業】</p> <p>平成14年7月に改定した長期経営計画の計画目標（平成19年度 客室稼働率57.5%，婚礼宴会件数300件）の達成をめざして積極的な営業努力や人件費を含む徹底したコスト削減，ホテル経営の専門家が持つ経営ノウハウの導入を行い，経営の効率化・健全化を図り，単年度黒字計上時期（平成19年度）の前倒しに努めます。</p> <p>温泉施設（平成14年12月開業）を活用した営業を展開します。</p> <p>平成14年7月に策定した本館利活用計画に基づき，企業研修やスポーツ合宿等の利用対象の拡大や宿泊利用商品の販売を強化します。</p> <p>ワールドカップ開催時のメイン宿泊施設の知名度を活かした県内外への積極的な営業活動を行います。</p> <p>【不動産事業】</p> <p>現在保有している商業用地・住宅用地については，ニーズに合った用途，単価等の見直しを積極的に行い，販売を促進します。</p> <p>鹿島セントラルビル新館及び本館のテナント入居利用の促進を図ります（平成19年度計画目標入居率84.3%）。</p>

	<p>【受託事業】 施設管理，設計管理など，他の民間企業と競合する事業について継続の必要性を検討するとともに，継続する場合は，競争力確保のため，技術力の向上や業務の効率化，経費削減，新規事業の開拓に努めます。</p> <p>【子会社の経営】 子会社である鹿島都市サービス(株)の必要性を検討するとともに，同社の業務内容や組織体制の見直し，経費削減等を進めます。</p>
(株)メディアパークつくば	<p>「ワープステーション江戸」については，平成14年4月から運營業務全般を民間施設の運営実績を有する大新東(株)に委託し，運営経費を大幅に圧縮するとともに，団体バスによる県外からの集客，園内演出の強化等に努めています。</p> <p>さらに，平成14年10月には当該施設を(財)茨城県開発公社に譲渡し，安定的な運営基盤の確保に努めます。</p>
(株)茨城県中央食肉公社	<p>「経営改善5ヶ年計画(平成15年度～19年度)」に基づき，部分肉取扱い量の拡大，と畜頭数及び市場取扱い量の拡大，と畜解体料金等の見直し，経費の節減等を実施し，経営の健全化・累積欠損金の削減に努めます。</p>
鹿島埠頭(株)	<p>定期コンテナ航路の誘致に取り組む等，曳船業，船舶代理店業，物流営業等各事業の売上確保を図るとともに，曳船の効率的運行などによる経費節減を行い，黒字基調の経営に努めます。</p> <p>職場内研修の実施や派遣研修の実施により，営業や販売を始めとした会社経営に精通したリーダー社員を育成します。</p>
(財)茨城県勤労者余暇活用事業団	<p>余暇活用センター「やみぞ」については，各種販売商品の企画開発やリピーター対策に重点を置いた積極的な営業活動を実施するとともに，経費の節減を図り，さらに，民間の経営ノウハウの活用や従業員研修の充実による資質の向上及び接客サービスの向上，地域の特産品を活用した新規メニューの開発などにより施設の魅力向上に努めます。</p>
つくば国際貨物ターミナル(株)	<p>「中期経営計画(平成14年度～16年度)」に基づき，新規取引先の開拓，海上コンテナ貨物の取扱量の拡大，保有する施設・人員・車両の有効</p>

	活用により累積欠損金の解消に努めます。
(社)茨城県私学教育振興会	会員私立学校の運営資金等貸付事業に係る貸付原資が十分に造成されているため、平成14年3月、貸付原資の一部である県出資金全額(7千5百万円)を県に返還しました。
(社)茨城県植物防疫協会	事故損害相互扶助制度に係る損害補てん金の原資からの果実が十分積み立てられており、当該果実での運用が可能であるため、損害補てん金の原資である出資金を平成15年度中に県などの各会員に返還します。
(社)茨城県ふるさとづくり推進センター	(社)茨城県ふるさとづくり推進センターに対する県の関与のあり方について、平成15年9月までに方針を決定します。
(助)茨城住宅管理協会	組織の見直しと人員の適正配置を行い、滞納対策等の強化、修繕の効果的執行等の課題に対応します(平成15年度~)。 新たに「サービス向上推進主任」を設置し、照会、相談、要望等への迅速・的確な対応に努めます(平成15年度~)。 修繕工事事務処理システムや公益法人会計システムの構築・導入により、業務執行の効率化を図ります(平成15年度~)。

<目標>

単年度赤字団体数を約30%減少

[平成13年度決算赤字団体数29団体]

(3) 指導監督を強化し、責任ある経営体制をつくります

- 自立的な業務運営 -

県と出資団体等との関わり方を明確にするとともに、客観的・統一的な視点で団体の経営状況を把握し、経営状況に応じた的確な指導監督を行うことにより、団体自らの責任と経営努力による自立的な業務運営を促進します。

《推進事項》

県と出資団体等との関わり方を定める条例の制定 (平成15年度施行)

県の出資団体等に対する指導監督の統一性の確保と透明性の向上を図ると

ともに、出資団体等を通じた行政目的の効率的かつ効果的な達成を図るため、県の出資団体等への関わり方の基本的事項を定める条例を制定します。
(平成15年第1回定例会で関係条例議決)

< 条例の内容 >

出資団体等の自律的運営等に対する県の配慮に関すること。
県と出資団体等との役割分担と協働に関すること。
県の出資についての議会の議決に関すること。
出資団体等に対する県の補助等に関すること。
出資団体等の事業運営に対する県の助言等に関すること。
出資団体等の経営状況等に対する県の評価に関すること。
出資団体等に対する県の関与の見直し等に関すること。

指導監督の強化

出資団体等の経営を健全化し、自立性を高めていくために、団体を統一的・総合的に指導監督する専管組織の設置に加え、外部の専門家を活用した経営評価システムの整備・運用、団体の資産運用面のチェック等を行うなど、団体に対する指導監督を強化します。

< 取組状況 >

- ・ 専管組織の設置：平成14年10月1日、総務部に出資団体指導監を設置
- ・ 経営評価システムの整備：平成14年8月1日、経営評価システムの試行を開始

県が最大出資者である営利法人について指導監督を強化するとともに、出資団体の子会社の業務運営の適正化等についても指導します。
(平成14年度～)

新規の出資団体の設立は厳に抑制することとし、新規の行政ニーズへの対応については、需要調査等を厳しく吟味するとともに、類似の業務を行う既存の団体の活用を図ることを基本とします。(平成15年度～)

県による財政的・人的支援の見直し

補助金等については、県と出資団体等との役割分担の見直しを行い、縮減します。(平成15年度～)

< 目標 >

補助金等(補助金, 貸付金, 委託金, 出資金)の削減: 3年間で約10%削減

[平成14年度補助金等の額: 約358億円(公共事業関係経費を除く)]

自立的で責任ある経営体制の確立を図る観点から、知事、副知事の団体代表兼職を可能な限り廃止します。(平成14年度～)

<目標>

知事・副知事の団体代表兼職団体数：3年間で10団体程度削減

[平成14年12月末現在代表兼職団体数：22団体]

<最近の取組状況>

知事の代表兼職を廃止した団体

- ・(財)茨城県開発公社(平成14年10月1日)
- ・茨城県土地開発公社(平成14年10月1日)
- ・大洗埠頭開発(株)(平成15年3月1日)
- ・(財)茨城県栽培漁業協会(平成15年5月26日)
- ・(株)メディアパークつくば(平成15年6月17日)
- ・茨城港湾(株)(平成15年6月30日)

副知事の代表兼職を廃止した団体

- ・(財)茨城県看護教育財団(平成15年5月26日)

*副知事が新たに就任した団体

- ・(財)茨城県体育協会(平成15年5月29日)
- ・(財)茨城港湾(株)(平成15年6月30日)

県退職者の常勤役員への就任については、その知識や経験が業務遂行上必要とされる場合に限ります。

<目標>

県退職者派遣数：3年間で約10%削減

[平成14年度県退職者派遣数：75人]

県職員の派遣や団体役員の内兼任についても縮減します。
(平成15年度～)

<目標>

県職員派遣数：3年間で約10%削減

(県立社会福祉施設の民間委託化等特殊要因による派遣増を除く)

[平成14年度県職員派遣数：426人]

県職員団体役員兼任数：3年間で約10%削減

[平成14年度県職員団体役員兼任数：144人]

役職員の育成

団体間の共同研修，人事交流等を行い，経営ノウハウの高い人材育成を図るとともに，役員等について，専門的な知識経験を有する外部の人材の登用を検討します。

(4) 情報公開を徹底します - オープンな経営 -

公益的な性格を有し，県民生活に関わりの深い業務を行っている出資団体等について，県民へ経営内容等の情報を広く提供し，団体運営の透明性を高めます。

《 推進事項 》

情報公開の充実

出資団体等のうち，県情報公開条例に定める「支援対象団体」については，原則公開という趣旨に沿って，制度の適正な運用が図られるよう指導します。

また，営利法人など支援対象団体以外の団体についても，情報公開が推進されるよう指導します。

県情報公開条例の目的や出資団体等の公益性の観点から，役員会議事録や資産運用の内容など，できる限り多くの情報が県民に提供されるよう指導します。

5 財政構造改革～県財政の健全化をめざして～

本県財政は、財政再建団体への転落をも想定せざるを得ない危機的状況に瀕していることから、これを回避するとともに、新たな県民ニーズに的確に対応するため、持続可能で健全な財政構造を確立する必要があります。

(1) 財政健全化目標 - 財政再建団体転落回避と県債依存体質の改善 -

財政再建団体への転落を回避し、財政の健全化を進めます。

県債残高が累増しない財政体質への改善をめざし、公共投資に充てるための県債の新規発行額を抑制します。

現在の行政サービスの費用を将来の世代に先送りすることなく現世代の負担で賄い、財政の中長期的な持続可能性を回復するため、民間需要主導の持続的成長を実現するための構造改革を推進し、プライマリーバランスの黒字化をめざします。

《推進事項》

財政再建団体への転落回避

県財政は危機的な状況にあることから、当面は、あらゆる手段を講じ、財政再建団体への転落を回避することにより、財政の健全化を進めます。

- * 財政再建団体とは、実質収支の赤字額が一定規模を超えた場合(標準財政規模の5%以上とされ、本県の場合、平成14年度の標準財政規模が約5,283億円のため約264億円以上)、法律に基づき国の管理下において財政の立て直しを行うこととなり、本県の自主的・自立的な行財政運営が制限されることとなります。

このため、平成12年度から14年度の「財政再建期間」に引き続いて、平成15年度から17年度を「財政構造改革期間」と設定し、「財政収支見直し」を作成の上、具体的方策とその目標額を掲げた「財政構造改革プラン」を別途作成します。

「財政収支見直し」については、県税収入の動向や国の地方税財政対策の状況等を踏まえて、毎年度見直しを行います。また、財政運営の状況について、広報誌、インターネット等を通じ、わかりやすく公表します。

県債発行の抑制(財政構造改革期間中の財政健全化目標)

県債残高が累増しない財政体質への改善をめざし、財政構造改革期間中は、公共投資に充てるための県債の新規発行額を抑制します。

* 公共投資に充てるための県債とは、教育施設や道路、公園などを建設する際の財源として発行する建設地方債であり、退職手当債や一般財源として発行する臨時財政対策債と減税補てん債などを除きます。

なお、臨時財政対策債とは、地方財政計画上の収支不足を補てんするために発行する県債であり、また、減税補てん債とは、国が政策的に実施した減税による地方税収の減額分を補てんするために発行する県債です。

(参考) 公共投資に充てた県債の新規発行額の推移(当初予算)

平成10年度	1,498億円	
平成11年度	1,272億円	(対前年度比 15.1%)
平成12年度	1,236億円	(対前年度比 2.8%)
平成13年度	1,223億円	(対前年度比 1.1%)
平成14年度	1,147億円	(対前年度比 6.2%)
平成15年度	1,117億円	(対前年度比 2.6%)
平成16年度	998億円	(対前年度比 10.7%)

プライマリーバランスの黒字化(中長期的な財政健全化目標)

歳入・歳出両面にわたり財政構造の徹底した改革を実施することにより、将来の世代に過大な借金を負担させない財政運営を行う観点から、プライマリーバランスの黒字化をめざします。

* プライマリーバランスとは、過去の借金(県債)の元利償還金を除く歳出(現在の行政サービスに必要な歳出)が、県債を除いた県税収入などの歳入で賄えているかどうかを示す財政収支のことです。プライマリーバランスが黒字化すれば、徐々に借金を減少させることができます。

<目標>

平成22年度を目途にプライマリーバランスを黒字化

(参考) 平成14年度プライマリーバランス	483億円	(決算)
平成15年度プライマリーバランス	506億円	(最終補正後予算)

(2) 歳出の改革を進めます - 施策の厳選と重点化 -

ア 人件費の抑制

厳しい県の財政状況を踏まえ、職員定数の削減や給与の適正化などに努めることにより、人件費総額を抑制します。

《推進事項》

人件費の抑制

事務事業の見直しによる事務の効率化や組織の簡素化等による職員定数の削減、給与の適正化、特別職の給与カットの継続などにより、人件費総額を抑制します。

<目標>

職員定数削減，給与の適正化などによる削減額：
3年間で160億円程度（一般財源ベース）

<取組状況>

給与，期末手当等削減，職員定数削減などによる削減額(H10～14)：約349億円

給与，期末手当等削減，職員定数削減などによる削減額(H15)：約102億円

イ 公共投資の縮減・重点化

国における公共投資の見直しの方向等を踏まえ、公共投資の縮減及び重点化に努めます。

《推進事項》

公共投資の縮減・重点化（平成15年度～）

公共投資については、これまでの縮減努力により、景気対策のための大幅な公共投資の追加が行われていた以前の水準（平成3年度の水準）を既に達成しています。しかしながら、当該年度の公共投資額に過去の投資といえる公債費を加えた額（以下「実質的な公共投資額」という。）でみると、未だ、景気対策のための大幅な追加が行われていた以前の水準を上回っている状況にあることから、国における公共投資の見直しの方向等を踏まえ、地域経済や雇用に与える影響にも留意しつつ、当面、実質的な公共投資額が平成3年度の水準となることをめざして縮減を図るとともに、公共投資の重点化・効率化を進めます。

なお、今後の税収動向等を踏まえ、毎年度、具体的な削減率を設定します。

重点化に当たっては、少子・高齢社会への対応及び雇用の創出や生産誘発

効果等を勘案し、福祉や環境関連事業などの生活基盤の整備に力点を置いていきます。

また、今後の景気動向によっては、国の方針をも踏まえ、機動的、弾力的に経済対策を講じていきます。

<目標>

実質的な公共投資額が、景気対策のための大幅な公共投資の追加が行われていた以前の水準（平成3年度の水準）となることをめざし、縮減

公共事業の事前評価制度を導入することにより、公共事業を厳選し、より重点的・効率的に執行します。

直轄事業負担金の廃止・縮減（平成15年度～）

直轄事業負担金については、直轄事業が国家的施策として実施されながら、地方公共団体に対して相当の財政的負担を課しているなど、不合理な面が多いことから、三位一体改革の一環として、その廃止・縮減を、国に対して強く要請します。

（参考）直轄事業負担金の最終予算額（ ）内は公共投資全体に占める構成比

平成3年度：300億円（12.4%）

平成10年度：687億円（ピーク時）（15.9%）

平成14年度：524億円（22.9%）

平成15年度：426億円（21.6%）

工事コストの縮減（平成15年度～）

公共工事コストの縮減目標等を定めた新たな行動計画を策定し、引き続き、公共工事のコスト縮減を進めます。

<取組状況>

平成14年度末実績：平成8年度の標準的な公共工事コストに対し、11.4%を縮減

公共投資については、更なるコストの縮減や透明性の向上を図るため、入札監視委員会の設置によるチェック機能の強化など入札手続の改善等に努めるとともに、電子入札の導入により一般競争入札の拡大を図ります。

<平成14年度実施の入札・契約制度の改善例>

- ・ 予定価格の事前公表の対象額の引き下げ（対象工事：1億円以上 250万円超）
- ・ 条件付き一般競争入札の適用範囲の拡大（対象工事：10億円以上 2億円以上）
- ・ 指名競争入札の指名業者数の約5割増
- ・ 郵便入札の導入
- ・ 入札監視委員会の設置（平成15年3月）

<平成15年度実施の入札・契約制度の改善例>

- ・建設工事の入札及び契約の過程に関する苦情の処理手続の策定
- ・入札・契約の過程に関する情報の更なる公表
(積算内訳, 低入札価格調査基準価格・最低制限価格等: 契約後公表)
- ・工事費内訳書提出対象工事の拡大(対象工事: 1億円以上)

PFIの活用や施設整備の段階から維持補修費を節減できるような工法等の導入などについて, 今後, さらに具体的な取組みを行い, 工事コストの縮減に努めます。

ウ 大規模建設事業等の見直し

大規模建設事業については, 見直し対象事業の範囲の拡大を行うとともに, 新たに, 大規模イベントについても, 事業実施の適否, 内容, 開催年度を厳しく吟味します。

《推進事項》

大規模建設事業の見直し

大規模建設事業については, 緊急性や事業効果等を再度十分に検証し直し, 既に設計や事業に着手しているものにあつては, 事業実施年度の先送りや事業規模の縮小を検討するなど事業費の節減を図り, 構想中の事業にあつては, 原則として, 財政構造改革期間中は新規着工を見送ります。

事業の凍結や事業費の節減などの見直し対象となる大規模建設事業の対象範囲を拡大します。(平成15年度~)

<対象事業>

総事業費5億円以上の大規模建設事業 (対象事業: 別紙8)

[前大綱の対象範囲: 総事業費10億円以上の建設事業等]

大規模イベントの見直し (平成15年度~)

大規模イベントについては, すでに誘致が決定している事業にあつては事業費を節減し, 今後誘致する事業にあつては, 実施そのものの適否を厳しく吟味し, 事業費の節減や誘致時期の調整を行います。

<対象事業>

開催事業費1億円以上の大規模イベント (対象事業: 別紙8)

イベントの計画立案段階においては、費用対効果の検証を徹底し、実施に当たっては、関係団体などとの協力体制を検討するなど、徹底したコスト縮減に努めます。

エ 事務事業の再構築

施策の優先順位を厳しく吟味し、限られた財源のより効果的・効率的な配分を行う観点から、全ての事務事業について、聖域を設けず抜本的な見直しを行う事務事業の再構築を進め、歳出の縮減に努めます。

新たな県民ニーズに的確に対応し、重要な政策課題に取り組むため、スクラップ・アンド・ビルドを徹底し、施策の重点化を図ります。

《推進事項》

事務事業の再構築（平成15年度～）

全ての事業について、ゼロベースの視点に立った見直しを行い、スクラップ・アンド・ビルドの徹底を図る観点から、毎年度事業本数の削減を行います。

<目標>

事業本数：毎年度，前年度比で約10%削減

財源不足額の解消を図るため、見直し対象事業費を、これまで一般行政費の一部としていたものを、一般行政費の全ての事業まで拡大するとともに、今後の税収動向等を踏まえて、毎年度、事業の種類毎に見直し削減率の設定を行います。

<平成15年度予算要求における事務事業再構築の考え方>

事業本数の削減： 10%

事務事業再構築の対象事業費の大幅な拡大

・従来ベース 262億円 拡大後 2,753億円

見直し削減率（シーリング）

・一般行政費： 2%（うち維持管理費は 5%）

・公共事業以外の投資的経費： 10%

<平成16年度予算要求における事務事業再構築の考え方>

事業本数の削減： 10%

見直し削減率（シーリング）

・投資的経費： 5%

・一般行政費： 2%（うち内部管理経費等 5%）

補助金の廃止・縮減

県単補助金については、従来見直し対象外の扱いをしてきた事業も含め全事業について、民間や市町村との役割分担等の見直しを行い、補助金の整理合理化や重点化を進めます。

過去の経緯等にとらわれることなく、県民ニーズに適合しなくなってきたものについては、休・廃止するとともに、補助対象経費の見直し及び他事業あるいは他県と比較して高い補助率のものや県が上乘せを行っているものを見直しなどを行い、補助金総額を縮減します。

< 目標 >

補助金総額の縮減：3年間で約10%

[平成14年度補助金総額：458億円(当初予算)]

維持管理経費の見直し (平成15年度～)

公共施設、庁舎等の維持管理経費については、経費を節減し、施設の効率的運営を推進する観点から、民間委託や公共施設サポーター制度などを積極的に活用するとともに、E S C O事業等の導入を推進します。

< 目標 >

施設の維持管理経費の縮減：3年間で約10%

[平成14年度施設維持管理経費：120億円(当初予算)]

改革いばらき特別枠の設定

事務事業の再構築等による歳出削減に取り組む一方、「改革いばらき特別枠」等の予算要求枠を設定し、新たな重要政策課題に迅速かつ的確に対応していきます。

<平成16年度の「改革いばらき特別枠」の施策テーマ：要求枠15億円>

少子・高齢社会対策

(H15年度要求枠10億円)

循環型社会づくり

新たな時代を担う人づくり

情報交流空間の創造(IT関連)

地域経済活性化対策

知事特認事項(重要政策)

目的・効果のわかりやすい予算編成

予算編成に当たっては、政策評価や出資団体等の経営評価、発生主義会計手法などを活用し、事業の目標達成状況や費用対効果の検証を行い、実施事業の取捨選択を厳しく行います。

限られた財源を，真に必要な分野に重点的かつ効率的に配分するため，重点分野に対応する予算を各部局を通じて整理する手法（マトリックス型の手法）を活用します。

オ 企業会計・特別会計の見直し

企業会計及び特別会計で実施している公営企業等については，独立採算性の確保の観点から，経営改善計画等に基づく事業の効率化や経費の徹底した見直しを行うことにより，一般会計からの繰出金を抑制します。

《推進事項》

企業会計繰出金の抑制

病院会計については，人員配置の適正化や職員給与費の見直し等についての包括外部監査の結果報告（平成12年度）を踏まえ，経営改善を行い，一般会計からの繰出金を抑制します。

水道事業会計・工業用水道事業会計については，中期経営計画に沿って経営改善を行い，一般会計からの繰出金を抑制します。

特別会計繰出金の抑制

港湾事業特別会計については，採算性の向上を図り，一般会計からの繰出金の抑制に努めます。

流域下水道事業会計については，受益者負担の適正化の観点から，市町村に資本費に係る負担を求めることにより繰出金を抑制します。

<目標>

企業会計・特別会計繰出金削減額：3年間で60億円程度

[平成14年度企業会計・特別会計繰出金額：260億円（当初予算）]

カ 公債費負担の平準化

金利負担の軽減や償還期間の長期化等により，公債費負担の平準化に努めます。

《推進事項》

金利負担の軽減（平成14年度～）

銀行等引受債は、これまで10年債を中心に発行してきましたが、10年債に比べ5年債の金利がより低い現状を踏まえ、当面、5年債の発行割合を大幅に引き上げることとし、今後も、金利動向を見極めながら、金利負担の軽減や償還年限の多様化を進めます。

(参考) 5年債の発行額(銀行等引受債(証券発行分)に占める割合)

平成11年度: 50億円 (9.2%)

平成12年度: 62億円 (16.2%)

平成13年度: 70億円 (20.5%)

平成14年度: 271億円 (47.8%)

市場関係者を対象とした、本県の財政状況や行財政改革への取組み状況等についてのIR説明会を開催し、本県債の市場での評価を高めることにより、資金調達コストの軽減を図ります。

* IR(インベスターリレーションズ【investor relations】の略)とは、資金調達などのために、県債、社債等の発行体が銀行・証券会社等機関投資家に対して行う広報活動のことです。

ミニ市場公募債の発行 (平成14年度~)

県民の県政への参加意識を高め、地方債の個人消化を通じた資金調達手法の多様化を図る観点から、県民参加型ミニ市場公募債(「大好きいばらき県民債」)を発行します。

また、財政融資資金などの公的資金が縮減傾向にある中、市町村においても資金調達手法の多様化を図る観点から、県と市町村とが共同でミニ市場公募地方債を発行します。

<目標>

毎年度50億円程度発行

[平成14年度発行額: 40億円]

償還期間の長期化 (平成15年度~)

世代間の負担の適正化及び公債費負担の平準化を図るため、公共施設の耐用年数に応じて、一部の地方債については最大60年までの償還期間により発行します。

(3) 歳入の確保を図ります - 県民負担の公平性確保と適正化 -

県税については、税負担の公平性の確保の観点から、県税滞納額の縮減や課税の適正化に努めるとともに、法定外税や超過課税など課税自主権の

活用を図ります。

受益者負担の適正化の観点から、使用料・手数料等の見直しを行います。
県有未利用地については、売却処分又は事業用定期借地方式を積極的に推進します。

《推進事項》

県税滞納額の縮減・課税の適正化

税負担の公平性の確保の観点から、各税目に応じた滞納整理による県税滞納額の縮減、課税の適正化を積極的に推進します。

< 目標 >

滞納額の縮減：3年間で約10%

[平成13年度県税滞納額 150億円]

【個人県民税】

- ・ 茨城租税債権管理機構に対する支援を通じた個人県民税の滞納額の縮減、市町村との連携強化により効果的な徴収対策を推進します。

< 取組状況 >

茨城県租税債権管理機構による個人県民税徴収効果
平成13年度 約2億円
平成14年度 約2億円

【軽油引取税】

- ・ 茨城県不正軽油撲滅対策協議会の取組みを通じた県民運動の展開により官民一体となって不正軽油の撲滅に努め、公平性の確保と適正な課税の推進を図ります。
- ・ 軽油引取税の調査体制を強化し、不正軽油110番などを活用しながら脱税事案に対する早期調査に着手するとともに、国税犯則取締法に基づく刑事告発を行うなど徹底した不正追及に努めます。

< 脱税事案に対する強制調査 >

- ・ 事案A 平成13年11月15日：調査場所 32ヶ所（平成14年12月5日通告処分）
- ・ 事案B 平成14年11月14～15日：調査場所 33ヶ所（平成15年6月26日告発）
- ・ 事案C 平成15年1月22日：調査場所 6ヶ所

【自動車税】

- ・ 国・県・市町村や民間団体と連携しながら、自動車の不正登録の排除に努め、課税の適正化を図ります。
- ・ 従来対策に加え、県税事務所全職員による滞納整理や差押・公売を中心とした滞納処分の実施など、より強力な滞納対策を行います。

【その他】

- ・ 大口滞納事案については、特別徴収班を活用して、より機動的で効果的な滞納整理を行います。

課税自主権の活用

核燃料等取扱税については、茨城県自主税財源充実研究会での調査・検討を踏まえ、その見直しを行います。

< 取組状況 >

税率の引き上げ及び課税客体の拡充

(平成15年第4回定例会で関係条例を議決)

(参考)

平成13年度核燃料等取扱税税収額 925百万円

平成14年度核燃料等取扱税税収額 1,409百万円

法定外税、超過課税等の課税自主権の活用など県税のあり方について、茨城県自主税財源充実研究会において幅広い観点から研究します。

(参考)平成13年度超過課税税収額 1,862百万円

平成14年度超過課税税収額 1,327百万円

超過課税実施税目：法人県民税法人税割 標準税率5% 5.8% (+0.8%)

受益者負担の適正化

有料の県立施設について、減免対象者の割合が著しく高い施設もあることから、減免方法の運用改善を実施するとともに、高齢化の進展や他制度における減免措置との均衡等を踏まえ、高齢者の減免対象年齢の段階的引き上げを行います。(平成15年～)

< 高齢者減免の見直し >

対象施設

高齢者減免を行っている全ての県立施設(近代美術館、県植物園など10施設)

見直しの内容

減免対象年齢を65歳から70歳に引き上げることとし、平成15年4月1日から毎年度1歳ずつ引き上げる。

これまで訓練経費を徴収してこなかった産業技術専門学院や農業大学校について、看護専門学院との均衡等を踏まえ、受益者負担の公平性を確保する観点から、県立高等学校並みの水準で授業料等を徴収することとし、あわせ

て、この財源を活用して、施設・設備の充実を図ります。

< 産業技術専門学院及び農業大学校の授業料等の徴収 >

区 分	適 用 年 月 日	金 額
入学試験手数料	H 1 5 . 4 . 1 ~	2 , 2 0 0 円
入 学 料	H 1 6 . 4 . 1 ~	5 , 6 5 0 円
授 業 料	H 1 6 . 4 . 1 ~	年 1 1 1 , 6 0 0 円

産業技術専門学院の短期課程を除く。

国補公共事業において、国の基準以上に県が補助・負担している事業について、事業本来の負担割合や当該事業による受益の程度等を踏まえて、見直します。(平成17年度～)

県有未利用地の処分促進

県有未利用地については、これまでの売却方式に加え、新たにリース(事業用定期借地)方式を導入し、処分の促進に努めます。

< 目標 >

売却目標額：3年間で20億円程度

[平成12～14年度売却額：約16億円]

主管部局において具体的な利用方針の定まらない県有未利用財産については、全庁的な観点からその利活用方策について一元的に検討する仕組みを導入します。

税外収入の確保 (平成15年度～)

県内の地方銀行のATMを活用した宝くじの県内販売網の充実など、販売総額の増加方策を講じることにより、宝くじ収益金の増収を図ります。

(4) 地方税財源の拡充に取り組みます - 県財政の再生のために -

危機的な財政状況を克服するためには、県自らの改革努力に加え、三位一体の改革を通じた自立的な地方税財政制度の構築が不可欠であることから、地方分権にふさわしい三位一体改革の実現について、国に対し積極的に提案していきます。

直轄事業負担金については、直轄事業が国家的施策として実施されながら、地方公共団体に対して相当の財政的負担を課しているなど、不合理な面が多いことから、三位一体改革の一環として、真っ先に廃止・縮減するよう、国に対し強く要請していきます。

県内経済活性化のための県独自の政策的な税の優遇措置や新規立地企業に対する工業用水道料金の軽減措置を講じ、産業活動の活性化・雇用機会の創出を図ります。このことにより、将来的には税源基盤の充実を図ります。

《推進事項》

地方税財政制度に対する国への提案・要望

かつて経験したことのない危機的な本県の財政状況を克服するためには、歳入・歳出両面にわたる徹底した行財政改革を行うことが基本ですが、県自らの取組みだけでは財政面での自主性・自立性を高める上で限界があることから、三位一体の改革を通じた自立的な地方税財政制度の構築に向け、本県独自に又は全国知事会等を通じて、国に対して積極的に以下のような提案・要望を行っていきます。

ア 地方分権にふさわしい三位一体改革の実現

地方税については、地方行財政の自主性確保の観点から、所得税や消費税など国から地方への基幹税目による税源移譲を確実に進めること。

国庫補助負担金については、地方の主体性をより確保する観点から、全国知事会の提言をはじめ地方の意向を十分に踏まえ、総額9兆円程度を廃止すること。この廃止と税源移譲は一体的に行うこととし、地方が引き続き実施すべき事業について、総額8兆円程度の税源移譲を確実に進めること。

地方交付税については、福祉、教育、公共投資等の行政サービスに支障が生じることのないよう、財源保障機能を堅持するとともに、その所要総額を確保すること。

法人事業税への外形標準課税については、平成16年度から資本金1億円超の法人に対し課税標準の4分の1について導入することになったところであり、制度の円滑な実施に向けて必要な措置を講じること。

<外形標準課税の概要>

対象：資本金1億円超の法人

税額：所得基準（所得割額）＋外形基準（付加価値割額＋資本割額）

* 所得基準：外形基準 = 3 : 1

税率：所得割 7.2%（現行の3/4に引下げ）

付加価値割 0.48% }（外形基準部分）
資本割 0.2%

イ 直轄事業負担金の廃止・縮減

直轄事業については、近年、事業量の割合が増加しつつあるうえ、今後とも相当の財政負担が見込まれており、地方の意向を十分反映しにくいだけでなく、維持管理費についても地方負担があること、事務費の割合も地方事業と比べ高いこと等、極めて不合理な面が多々ある。

よって、直轄事業負担金については、三位一体改革の一環として、相当額を公共事業に対する国庫補助負担金から削減するなどの措置を講じてでも、真っ先に廃止・縮減すること。

県内経済活性化のための政策的な税の優遇措置等

一段と厳しさを増す本県の景気・雇用情勢を踏まえ、産業活動の活性化と雇用機会の創出を図るため、企業立地を促進する県税の減免や工業用水道料金の軽減に係る優遇措置を講じるとともに、工業団地において、これまでの売却方式に加え、新たにリース（事業用定期借地）方式を導入します。これらにより、将来的には税源基盤の充実を図ります。

< 税の優遇措置の概要 >

対象企業

県内に事務所、事業所を新設又は増設し、原則 5 人以上の従業者数を増加した法人

免除内容

- ・ 法人事業税の課税免除（3 年間）

事務所等の新增設により増加した従業者数に応じて免除

- ・ 不動産取得税の課税免除

事務所等の新增設により取得した家屋及びその敷地である土地に係る税額を免除

適用除外

風俗営業を営む事業所、県税の滞納がある法人等

施行期間

平成 15 年 4 月 1 日から 3 年間

< 工業用水道料金の優遇措置の概要 >

対象企業

次の対象区域内に新たに土地を取得し、3 年以内に工業用水の受水を開始する企業

- ・ 鹿島広域工業用水道事業の全給水区域
- ・ 県西広域工業用水道事業の給水区域の一部
- ・ 県南広域工業用水道事業の給水区域の一部

料金の軽減内容

- ・軽減額：工業用水道に係る料金等の1 / 2
- ・軽減期間：受水開始から3年間

施行期間

平成16年4月1日から2年間

あわせて、「つくば・東海・日立知的特区」、「鹿島経済特区」、「広域連携物流特区」を推進するとともに、ベンチャー企業等への投融資制度を充実するなど新産業の創造や産業高度化を推進し、県内経済の活性化を図ります。

数 値 目 標 等 一 覧

【 1 県民サービス改革】

	推進事項 (所管部課)	目 標	目標内容 (17年度末の目標)	うち16年度	特記事項
		現 状	平成15年度までの取組状況等		
1	ITを活用した広報の充実 (広報広聴課)	目 標	県ホームページのアクセス数： 年間500万件	450万件	
		現 状	平成12年度：約58万件 平成13年度：約86万件 平成14年度：約408万件 平成15年度(12月末現在)：約338万件		
2	同上 (広報広聴課)	目 標	メルマガいばらき登録読者数： 3,500人	3,000人	
		現 状	平成14年度末現在：2,409人 平成15年12月末現在：2,877人 (メルマガ開始：平成14.9月～)		
3	コスト情報の提供 (財政課)	目 標	広く県民が利用する有料施設(40施設程度)の全てについて行政コスト計算書を作成・公表	30施設	
		現 状	平成14年度：20施設で作成・公表		
4	審議会情報の公表 (行革分権室)	目 標	全ての審議会で審議内容等を公表(但し、個人情報等を除く)	全ての審議会	
		現 状	平成14年度：19の審議会で公表 平成15年度(12月末現在)：23の審議会で公表		
5	審議会委員の公募 (行革分権室)	目 標	審議会の15%(13審議会程度)で委員の一部を公募	10%	
		現 状	審議会委員の公募：2%(2審議会) (平成15年12月末現在の審議会数：89)		
6	同上 (女性青少年課)	目 標	審議会の女性委員の割合：30%	(着実に推進)	
		現 状	平成14年3月末現在：24.4% 平成15年3月末現在：24.6%		
7	公共施設サポーター制度の拡充 (道路維持課)	目 標	道路里親制度参加団体数： 60団体程度に拡大	50団体程度	
		現 状	平成14年度：18団体 平成15年度：22団体		
8	同上 (公園街路課)	目 標	公園サポーター制度を導入し、偕楽園など3公園で実施	3公園	
		現 状	-		

数 値 目 標 等 一 覧

【 1 県民サービス改革】

	推進事項	目 標	目標内容 (1 7 年度末の目標)	うち 1 6 年度	特記事項
	(所管部課)	現 状	平成 1 5 年度までの取組状況等		
9	同上	目 標	河川愛護活動への参加人員数を 5 3 , 0 0 0 人に拡大	52,000 人	
	(河川課)	現 状	平成 1 4 年度参加人員：5 0 , 8 9 1 人 (県管理の 2 1 6 河川中 7 8 河川で実施)		
10	同上	目 標	県民の森にボランティア制度を導入し、 奥久慈憩いの森など 3 施設で実施 (参加人員数 1 0 0 人程度)	2 施設	
	(林政課)	現 状	平成 1 5 年度：2 施設で実施 (奥久慈憩いの森，茨城県民の森)		
11	ボランティア団体・ NPO 等への支援の充実	目 標	地域活動団体情報掲載団体数： 1 , 8 0 0 団体	1 7 0 0 団体	
	(生活文化課)	現 状	平成 1 4 年度：1 , 2 9 4 団体 平成 1 5 年度 (1 2 月末現在)：1 , 5 0 1 団体		
12	電子申請システムの 整備	目 標	申請・届出手続数の 8 0 % を電子化	9 %	
	(情報政策課)	現 状	-		
13	公共施設予約シス テムの整備	目 標	対象施設数：7 9 0 施設 (体育館，テニスコート等のスポーツ 施設)	2 2 4 施設 (1 6 年度ま での合計：7 9 0 施設)	
	(情報政策課)	現 状	平成 1 5 年度：5 6 6 施設で実施 (平成 1 5 年 1 0 月稼働)		
14	建設 C A L S / E C の整備	目 標	電子入札，電子納品 工事：3 千万円以上の工事で実施 (平成 1 9 年度以降は全ての工事で 実施予定) 測量，設計等：全ての業務で実施	5 千万円以上 の工事及び業 務の一部 (測 量・設計 5 百 万円以上，地 質調査 1 4 5 百万円以上)	
	(検査指導課)	現 状	平成 1 6 年 1 月から一部運用開始 (2 億円以上の工事)		
15	電子調達システム の整備	目 標	電子調達：本庁での集中調達で 1 0 0 % (平成 1 8 年度以降出先機関へ拡大)	-	
	(出納事務局)	現 状	(平成 1 4 年度本庁調達件数：約 4 , 0 0 0 件)		
16	総合文書管理シス テムの整備	目 標	文書のペーパーレス化：文書量を 3 5 % 削減 (対平成 1 2 年度比)	(1 6 年度末 からの運用)	
	(情報政策課)	現 状	-		

数 値 目 標 等 一 覧

【 1 県民サービス改革】

	推進事項	目 標	目標内容 (1 7 年度末の目標)	うち 1 6 年度	特記事項
	(所管部課)	現 状	平成 1 5 年度までの取組状況等		
17	業務プロセスの改善	目 標	決裁日数の短縮：1 / 3 程度短縮	(1 6 年度末からの運用)	
	(情報政策課)	現 状	本庁における起案から決裁までの平均日数：約 5 日		
18	県条例等に基づく規制の廃止・緩和	目 標	廃止・緩和する規制： 5 5 条例等 1 1 2 事務	2 2 条例等 3 5 事務 (1 6 年度までの合計：5 4 条例等 1 1 0 事務)	(別紙 1)
	(行革分権室)	現 状	平成 1 5 年 1 2 月現在： 2 5 条例等 4 9 事務を廃止・緩和済み (規制を含む条例等数 3 0 5 条例等 1 , 4 9 7 事務)		
19	同上	目 標	簡素化する手続き： 4 9 規則等 7 3 事務	2 0 規則等 2 8 事務 (1 6 年度までの合計：4 4 規則等 5 9 事務)	(別紙 2)
	(行革分権室)	現 状	平成 1 5 年 1 2 月現在： 2 3 規則等 2 9 事務を簡素化済み (規制を含む条例等数 3 0 5 条例等 1 , 4 9 7 事務)		
20	同上	目 標	住民基本台帳ネットワークシステムの活用による住民票添付不要：1 6 事務	(特定非営利法人 (N P O) 法人の設立認証事務などの事務)	(別紙 3)
	(市町村課)	現 状	平成 1 4 年度までに対応している事務：1 2 事務 平成 1 5 年度に対応した事務：4 事務		

数 値 目 標 等 一 覧

【 2 分権改革】

	推進事項	目 標	目標内容 (1 7 年度末の目標)	うち 1 6 年度	特記事項
	(所管部課)	現 状	平成 1 5 年度までの取組状況等		
1	市町村に対する関与の廃止・縮減 (行革分権室)	目 標	廃止・縮減する関与： 1 2 事務	- 事務 (1 6 年度までの合計： 1 2 事務)	(別紙 4)
		現 状	平成 1 5 年 1 2 月現在： 6 事務について見直し済み (関与等事務数 1 8 7 事務)		
2	同上 (行革分権室)	目 標	事務負担の軽減を図る事務： 3 3 事務	2 事務 (1 6 年度までの合計： 3 3 事務)	(別紙 4)
		現 状	平成 1 5 年 1 2 月現在： 2 4 事務について見直し済み (関与等事務数 1 8 7 事務)		
3	市町村への権限移譲 (人事課)	目 標	権限移譲： 2 3 法令 1 3 0 事務	2 法令 4 事務 (1 6 年度までの合計： 4 2 法令 5 0 5 事務)	(別紙 5)
		現 状	平成 1 4 年 4 月 1 日現在： 3 6 法令 3 9 5 事務 平成 1 5 年 4 月 1 日現在： 4 0 法令 5 0 1 事務		
4	対等な人事交流の推進 (人事課)	目 標	人事交流実施市町村数： 1 0 市町村， 1 0 人	1 2 市町村， 1 2 人	
		現 状	平成 1 3 年度： 4 市， 4 人 平成 1 4 年度： 5 市， 5 人 平成 1 5 年度： 8 市， 8 人		

数 値 目 標 等 一 覧

【 3 県庁改革】

	推進事項	目 標	目標内容 (17年度末の目標)	うち16年度	特記事項
	(所管部課)	現 状	平成15年度までの取組状況等		
1	庁内公募の拡充 (人事課)	目 標	庁内公募対象業務数：20業務 〔事務・技術業務：13〕 〔技術業務：7〕	17業務 〔事務・技術業務：12〕 〔技術業務：5〕	
		現 状	平成10～14年度：各年度とも5業務 (事務・技術業務：5業務) 平成15年度：12業務 (事務・技術業務：9, 技術業務：3)		
2	民間企業等への派遣研修の充実 (人事課)	目 標	民間企業, 他の行政機関等への派遣者数：35人	約35人	
		現 状	平成10～13年度派遣者数：平均20人/年 平成14年度派遣者数：22人 平成15年度派遣者数：29人		
3	自己研鑽, 自己啓発の環境づくり (人事課)	目 標	通信研修助成対象講座の拡大, 受講者数の増：計画人数100人	100人	
		現 状	平成14年度：39コース, 73人 平成15年度：35コース, 65人		
4	任期付研究員採用制度の活用、任期付職員採用制度の導入 (人事課)	目 標	任期付研究員・任期付職員数：10名	6名採用 (16年度までの合計：9名)	
		現 状	平成15年度：3名 (衛生研究所, 生物工学研究所, 林業技術センター)		
5	一般行政部門に係る職員数の削減 (人事課)	目 標	平成10～19年度の10年間に約1,000人(対象職員数の約15%)を削減 (前大綱の目標に340人上乘せ)	約90人削減 (16年度までの合計：約727人)	平成10～15年度の削減率9.6%は全国第5位の率 (特殊事情により特に削減幅が大きい2都県を除く)
		現 状	平成10～14年度：546人削減 前大綱の目標：平成19年度までに約660人(対象職員数の約10%)を削減 平成15年度：91人削減 (平成10～15年度：637人削減, 目標に対する達成率：約64%)		
6	教育部門に係る職員数の削減 (教育庁総務課)	目 標	平成10～19年度の10年間に約1,370人を削減 (国の定数改善計画による配置増のため, 前大綱の目標より330人減)	約100人削減 (16年度までの合計：約1052人)	
		現 状	平成10～14年度：785人削減 前大綱の目標：平成19年度までに約1,700人削減 平成15年度：167人削減 (平成10～15年度：952人削減, 目標に対する達成率：約69%)		

数 値 目 標 等 一 覧

【 3 県庁改革】

	推進事項	目 標	目標内容 (1 7 年度末の目標)	うち 1 6 年度	特記事項
	(所管部課)	現 状	平成 1 5 年度までの取組状況等		
7	定員シーリング等の実施	目 標	毎年度，配置定数の 1 . 5 % 相当を削減	1 . 5 %	
	(人事課)	現 状	平成 1 0 ~ 1 2 年度： 2 % 平成 1 3 ~ 1 5 年度： 1 . 5 %		
8	環境に配慮した行政の推進	目 標	平成 1 1 年度比 (省資源) 用紙類の使用量： 1 0 % 削減 上水道使用量： 5 % 削減 廃棄物の量： 1 0 % 削減 可燃廃棄物のリサイクル率： 7 0 % グリーン購入率： 7 0 % 建設廃棄物のリサイクル率： 9 0 % (省エネルギー) 電気使用量： 7 % 削減 公用車燃料使用量： 7 % 削減 燃料使用量： 7 % 削減 (温室効果ガス排出量) 6 % 削減	(着実に推進)	
	(環境政策課)	現 状	1 4 年度 / 1 1 年度比： 用紙類の使用量： 8 . 0 % 減 上水道使用量： 9 . 3 % 減 廃棄物の量： 1 . 5 % 増 可燃廃棄物のリサイクル率： 6 3 . 4 % グリーン購入率： 7 6 . 2 % 建設廃棄物のリサイクル率： 9 5 . 8 % (1 3 年度) 電気使用量： 0 . 8 % 増 公用車燃料使用量： 1 0 . 1 % 増 燃料使用量： 0 . 5 % 減 温室効果ガス排出量： 1 . 6 % 増		

数 値 目 標 等 一 覧

【 4 出資団体改革】

	推進事項	目 標	目標内容 (1 7 年度末の目標)	うち 1 6 年度	特記事項
	(所管部課)	現 状	平成 1 5 年度までの取組状況等		
1	経営の健全化に向けた事業展開等 (出資団体指導室)	目 標	単年度赤字団体数を約 3 0 % 減少	約 1 0 % (1 6 年度までの 合計 : 約 2 0 %)	
		現 状	平成 1 3 年度決算赤字団体数 : 2 9 団体 平成 1 4 年度決算赤字団体数 : 2 2 団体 (約 2 4 % 減少)		
2	県による財政的・人的支援の見直し (財政課)	目 標	補助金等の削減 : 3 年間で約 1 0 % 削減	約 5 % (1 6 年度までの 合計 : 約 1 4 %)	
		現 状	平成 1 4 年度補助金等の額 : 約 3 5 8 億円 平成 1 5 年度補助金等の額 : 約 3 2 5 億円 (約 9 % 削減)		
3	同上 (出資団体指導室)	目 標	知事・副知事の団体代表兼職団体数 : 3 年間で 1 0 団体程度削減	3 団体程度 (1 6 年度までの 合計 : 約 7 団体)	
		現 状	団体代表兼職団体数 (平成 1 4 年 1 2 月現在) : 2 2 団体 (知事 : 1 0 , 副知事 : 1 2) 平成 1 4 年度 : 3 団体実施 (開発公社 , 土地開発公社 , 大洗埠頭開発) 平成 1 5 年度 (1 2 月末現在) : 4 団体実施 (栽培漁業協会、看護教育財団、メディアパーク つくば、茨城港湾)		
4	同上 (人事課)	目 標	県退職者派遣数 : 3 年間で約 1 0 % 削減	約 3 % (1 6 年度までの 合計 : 約 6 %)	
		現 状	平成 1 4 年度 : 7 5 人 平成 1 5 年度 : 7 3 人 (約 3 % 削減)		
5	同上 (人事課)	目 標	県職員派遣数 : 3 年間で約 1 0 % 削減 (県立社会福祉施設の民間委託化等特殊要因による派遣増を除く)	約 5 % (1 6 年度までの 合計 : 約 1 7 %)	
		現 状	平成 1 4 年度 : 4 2 6 人 平成 1 5 年度 : 3 7 3 人 (約 1 2 % 削減)		
6	同上 (出資団体指導室)	目 標	県職員団体役員兼任数 : 3 年間で約 1 0 % 削減	約 3 % (1 6 年度までの 合計 : 約 1 3 %)	
		現 状	平成 1 4 年度県職員団体役員兼任数 : 1 4 4 人 平成 1 5 年度県職員団体役員兼任数 : 1 3 0 人 (約 1 0 % 削減)		

数 値 目 標 等 一 覧

【 5 財政構造改革】

	推進事項 (所管部課)	目 標	目標内容 (17年度末の目標)	うち16年度	特記事項
		現 状	平成15年度までの取組状況等		
1	プライマリーバランスの黒字化 (財政課)	目 標	平成22年度を目途にプライマリーバランスを黒字化	-	
		現 状	平成14年度： 483億円(決算) 平成15年度： 506億円(最終補正後予算)		
2	人件費の抑制 (人事課) (財政課)	目 標	職員定数削減，給与の適正化などによる削減額：3年間で160億円程度(一般財源ベース)	70億円程度 (16年度までの合計：約120億円)	
		現 状	平成10～14年度削減額：約349億円 平成15年度削減額：約102億円		
3	公共投資の縮減並びに重点化 (財政課)	目 標	実質的な公共投資額が，景気対策のための大幅な公共投資の追加が行われていた以前の水準(平成3年度の水準)となることをめざし，縮減	約2% (16年度までの合計：約10%)	
		現 状	平成14年度公共投資と公債費を合わせた最終予算額：3,525億円 平成15年度公共投資と公債費を合わせた最終予算額：3,238億円(約8%削減)		
4	事務事業の再構築 (財政課)	目 標	事業本数：毎年度，前年度比で約10%削減	10%	
		現 状	平成15年度予算要求における事務事業再構築 事業本数：10% 見直し削減率：一般行政費 2% (うち維持管理費は 5%) 公共事業以外の投資的経費 10% 平成16年度予算要求における事務事業再構築 事業本数：10% 見直し削減率：一般行政費 2% (うち内部管理経費等 5%) 投資的経費 5%		
5	補助金の廃止・縮減 (財政課)	目 標	補助金総額の縮減：3年間で約10%	約2% (16年度までの合計：約5%)	
		現 状	平成14年度補助金総額：458億円(当初予算) 平成15年度削減額：約11億円(約2%削減)		
6	維持管理経費の見直し (財政課)	目 標	施設の維持管理経費の削減：3年間で約10%削減	約3% (16年度までの合計：約8%)	
		現 状	平成14年度施設維持管理経費：120億円(当初予算) 平成15年度削減額：約6億円(約5%削減)		

数 値 目 標 等 一 覧

【 5 財政構造改革】

	推進事項 (所管部課)	目 標	目標内容(17年度末の目標)	うち16年度	特記事項
		現 状	平成15年度までの取組状況等		
7	企業会計・特別会計繰出金の抑制 (財政課)	目 標	企業会計・特別会計繰出金削減額： 3年間で60億円程度	19億円程度 (16年度までの合計：約39億円)	
		現 状	平成14年度企業会計・特別会計繰出金額： 260億円(当初予算) 平成15年度削減額：約20億円		
8	ミニ市場公募債の発行 (財政課)	目 標	毎年度50億円程度発行	50億円程度	
		現 状	平成14年度発行額：40億円 第1回発行20億円(平成14.12月) 第2回発行20億円(平成15.3月) 平成15年度発行額：50億円 第1回発行30億円(平成15.11月) 第2回発行予定20億円(平成16.4月,市町村との共同発行)		
9	県税滞納額の縮減・課税の適正化 (税務課)	目 標	滞納額の縮減：3年間で約10%	約3% (16年度までの合計：約6%)	
		現 状	平成13年度県税滞納額：150億円 平成14年度県税滞納額：156億円		
10	県有未利用地の処分促進 (管財課)	目 標	売却目標額：3年間で20億円程度	5億円程度 (16年度までの合計：約20億円)	
		現 状	平成12～14年度売却額：約16億円 平成15年度売却額(12月末現在)：約7億円		

(別紙1)

は平成15年12月現在廃止・緩和済みの事務
(25条例等49事務)

廃止・緩和する規制(計55条例等112事務)

1 許可, 届出の廃止, 基準の緩和等

NO.	規制の内容	条例等名称	条項	廃止・緩和の内容	予定時期
1	面積が1,000㎡以上の工業用地に工場を設置する場合には, 製品, 建築面積等を届出 上記届出事項が土地利用計画上著しく不適当な場合には是正を勧告 届出をした日より90日を経過した後でなければ, 工場の設置をしてはならない	茨城県工業開発条例	第15条	条例, 規則の廃止	平成15年度
			第16条		
			第16条の2		
2	変更の届出を不要とする軽易な増設の基準	茨城県工業開発条例施行規則	第10条		
3	第3種漁港及びそれ以外の漁港で知事が指定する漁港への入出港時の届出	茨城県漁港管理条例	第15条第1項	届出を任意規定に緩和	平成16年度
	漁港を根拠地とする船舟は, 毎月入出港状況報告書を提出		第15条第2項	入出港状況報告書の廃止	
4	船舶けい離営業の許可	茨城県港湾施設管理条例	第10条第1項	許可の廃止	平成15年度
	港湾施設の使用許可期間		第12条	許可期間の延長(「待合所等」の許可期間1年以内を3年以内に延長)	
5	建築物の敷地規模を制限(原則165㎡以上)	茨城県筑波研究学園都市における建築物の敷地の制限に関する条例	第2条	県条例, 規則については廃止	平成15年度
	建築確認前の境界杭設置, 敷地の認定		第3条		
6	敷地境界杭を未承認で移動, 除去することの禁止等	茨城県筑波研究学園都市における建築物の敷地の制限に関する条例施行規則	第9条第3項		
7	文教地区毎の建築制限, 許可	茨城県筑波研究学園都市文教地区条例	第3条	県条例について廃止	平成16年度
8	都市計画区域以外で行う0.5ha以上1ha未満の宅地開発	茨城県宅地開発事業の適正化に関する条例	第8条	条例の廃止(設計基準, 届出等の廃止)	平成16年度
	工事の設計基準		第9条		
	工事着工前に設計確認		第12条		
	確認された設計に適合した工事の施行		第13条		
	工事施行時の災害防止等の措置		第14条		
	設計変更, 工事廃止等の届		第15条		
	設計確認の掲示		第16条		
	工事完了の届出		第17条		
工事完了前の建築制限	第18条				
9	市街化調整区域における開発許可等(建築許可を含む)を緩和できる区域を指定	都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例	-	鹿嶋市(5区域), 霞ヶ浦町(16区域)を指定	平成15年度から
10	県営住宅に入居する際の連帯保証人の付置	茨城県県営住宅条例	第11条	65歳以上の高齢者(単身, 世帯)について連帯保証人を免除可能に緩和	平成14年度

NO.	規制の内容	条例等名称	条項	廃止・緩和の内容	予定時期
11	実施可能な収益事業を物品販売業、物品貸付業、製造業、倉庫業、運送業等に限定	私立学校法第26条第2項の規定に基づき学校法人及び同法第64条第4項の法人の行う収益事業の種類指定(公示)	第2条	私立学校が行える収益可能な事業の種類限定を緩和 (農業、林業、漁業、建設業、運輸・通信等の12産業に拡大)	平成15年度
12	私立学校設置認可の申請期限 (小中高校は開設年度の前々年度の7月31日(32ヶ月前)までに申請。幼稚園等は前々年度の1月31日(26ヶ月前)までに申請)	私立学校の設置等の認可申請の手續きに関する要項	第2条	施設整備が短期間で実施できる場合、また整備済みの場合には申請期限を緩和	平成16年度
	收容定員変更計画承認の申請期限 (変更の前々年度の3月31日(24ヶ月前)までに申請)		第3条		
13	行政財産の使用許可期間 (必要最短限にとどめるものとし、かつ1年以内が原則。特別事由で5年を限度)	行政財産の使用許可に関する取り扱い基準	第3条	許可期間の延長 (1年以内とすることが著しく実情に合わないもの、又は複数年としても支障がないものは複数年に延長)	平成16年度
14	普通財産貸付けの制限 (県事業を補完する団体等以外に対しては、原則として新規貸し付けは認めない)	普通財産の管理、処分等方針	第4条	管理、処分上支障のないものは、事業用定期借地権等を活用し貸付ける	平成16年度
15	ゴルフ場開発事業者の会員募集時における最終総会員数の明示義務	ゴルフ会員募集に関する指導要綱	第4	要綱の廃止 (ゴルフ会員等募集に関する報告、届出等の廃止)	平成15年度
	「県土利用の調整に関する基本要綱」協議時、資金計画及び誓約書の提出義務		第5-1		
	「土地開発事業の適正化に関する指導要綱」設計承認申請時の資金計画及び会員募集計画書の提出義務		第5-2		
	「土地開発事業の適正化に関する指導要綱」に基づく検査済証交付後の会員募集義務		第6-1		
	会員募集毎の会員募集届出		第6-2		
	会員募集計画書、又は募集届の変更届出		第6-3		
	会員募集終了届、会員募集経過届出		第6-4		
	会員募集計画書、会員募集届出書等の閲覧(公開)義務		第7		
	会員募集時の会員への書面交付義務		第8-2		
	会員へ交付する書面書式の知事への届出		第8-3		
「土地開発事業の適正化に関する指導要綱」設計承認前の募集協定書の締結義務	第9				

NO.	規制の内容	条例等名称	条項	廃止・緩和の内容	予定時期
16	「造成敷地等の処分及び管理に関する計画」で工業団地内に工区を指定	首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律	法第18条の2	鹿島臨海工業地帯に係る「造成敷地等の処分及び管理に関する計画」で指定する「工区」の地域を見直す	平成15年度
	「造成敷地等の処分及び管理に関する計画」で指定する工区毎に、立地に適する業種を指定			鹿島臨海工業地帯に係る「造成敷地等の処分及び管理に関する計画」で工区毎に指定した立地に適する業種の拡大	
17	浄化槽保守点検業者が営業所毎に備える器具の設置要件	茨城県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則	第12条	設置要件のうち亜硝酸性窒素測定器具の廃止	平成15年度
18	国、地方公共団体が発注する以外の大規模建設工事（工事金額が5千万円以上の土木工事，工事金額が1億円以上の建築工事）請負者の産業廃棄物処理方法の届出	茨城県廃棄物処理要項（告示）	第9条	要項による届出の廃止	平成16年度
19	積替保管施設の維持管理基準（囲い、表示、防火、保管高さ等）	自動車解体業者に係る積替保管施設に関する維持管理基準（事務処理要領）	-	要領による管理基準の廃止	平成16年度
20	積替保管施設の構造基準（囲い、表示、防火、排水、通路等）	自動車解体業者に係る積替保管施設に関する構造基準（事務処理要領）	-	要領による構造基準の廃止	平成16年度
21	資金貸与時の連帯保証人（2名）の要件（独立の生計を営む者で1人は県内に住所を有する者）	茨城県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例施行規則	第6条第1項	連帯保証人1名は「原則として」県内に住所を有する者に緩和	平成15年度
22	入院承認後の保証書に署名する保証人の要件（特別な事情がある場合を除き、県内に住所を有する成年者で独立の生計を営んでいる者2名）	茨城県立中央病院の診療に関する規則	第7条	保証人数の緩和	平成16年度
23	入院時の保護者付き添いの義務	茨城県立友部病院の診療に関する規則	第8条	義務づけの緩和	平成16年度
24	薬剤師の住所変更届出	薬剤師法施行細則	第5条	届出の廃止	平成14年度
25	理容所以外で業を行う場合の出張業務の届出等	茨城県理容師法施行細則	第7条	届出等の廃止	平成15年度
26	美容所以外で業を行う場合の出張業務の届出等	茨城県美容師法施行細則	第7条	届出等の廃止	平成15年度
27	旅館業を営む者が死亡、合併、破産による解散、合併又は破産以外の事由で解散した場合の届出	茨城県旅館業法施行細則	第4条第2項	届出の廃止	平成15年度
	営業施設の構造設備基準		第5条第1項	ホテル営業の洋式食堂設置、収容定員以上の寝具保持、客室名の表示、調理室の設置等の義務を廃止	

NO.	規制の内容	条例等名称	条項	廃止・緩和の内容	予定時期
28	公衆浴場営業者が遵守すべき事項	茨城県公衆浴場法施行条例	第6条	「風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律」が適用される場合の営業時間規定（日の出から午後12時までの間で設定）を廃止	平成15年度
29	営業者が破産による解散，合併又は破産以外の事由により解散した場合の届出	茨城県公衆浴場法施行細則	第5条	届出の廃止	平成15年度
30	興業場の構造設備等の基準	茨城県興行場法施行条例	第2条	喫煙室の必置義務の緩和	平成16年度
31	営業者が破産による解散，合併又は破産以外の事由により解散した場合の届出	茨城県興行場法施行細則	第6条 第2項	届出の廃止	平成15年度
32	原種認定牛の指定申請	茨城県黒毛和種原種認定牛造成要項（告示）	第2条 第2項	要項の廃止 (原種認定牛の指定に関する申請，報告等の廃止)	平成15年度
	原種認定牛の交配指定		第5条		
	原種分娩の場合の報告義務		第6条		
	原種認定牛，準認定候補牛を指定後，繁殖に供する義務		第10条		
	転貸の協議，飼養管理場所の移動報告義務		第12条		
33	原種認定牛の指定申請	茨城県乳用牛原種認定牛造成要項（告示）	第2条 第2項	要項の廃止 (原種認定牛の指定に関する申請，報告等の廃止)	平成15年度
	原種認定牛の交配指定		第5条		
	原種分娩の場合の報告義務		第6条		
	原種認定牛，準認定候補牛を指定後，繁殖に供する義務		第10条		
	転貸の協議，飼養管理場所の移動報告義務		第12条		
34	受検可能な豚の条件指定	茨城県豚産肉能力検定実施要領（告示）	第4条	要領の廃止	平成15年度
	能力検定の申請		第5条		
35	県が試験林指定地を無償使用	茨城県試験林設置規程（告示）	第4条	規程の廃止 (試験林設置に関する報告等の廃止)	平成15年度
	火災等発生時の報告義務		第8条		
	権利移転のための許可		第10条 第1項		
36	県策定の施業計画に基づく保育，植樹等の実施義務	茨城県林業展示施設設置要項(告示)	第7条	要項の廃止 (県施業計画に基づく実施，報告等の廃止)	平成15年度
	施業実施時，指示に従う義務		第8条 第1項		
	施業終了後の報告		第8条 第2項		
	緊急に必要な措置を講じた場合（火災延焼防止等）の報告		第8条 第3項		
	展示施設の維持義務		第9条		
	土地，立竹木，施設等の譲渡等の承認		第10条		
	目的達成時等の指定解除		第11条 第2項		

NO.	規制の内容	条例等名称	条項	廃止・緩和の内容	予定時期
37	漁業許可の制限・条件	茨城県海面漁業調整規則	第14条	えび板びき網漁業許可船舶の塗装義務づけを廃止	平成14年度
	小型まき網漁業の許可定数の制限		第25条	小型まき網漁業許可時の定数制限（最高40艘）を廃止	
	はえなわ漁業等での漁具の標識		第57条	はえなわ漁業，固定さし網漁業及び流し網漁業で，幹なわ又は網の中間に300mごとに浮標を設置する義務づけを廃止	
	非漁民等の使用できる漁具，漁法の制限		第47条	遊漁者が使用できる漁法（つり，たも，投網等）の制限の一部を緩和	平成16年度
38	同一漁港を3日以上利用し，その間2回以上入出港する船舶は，最後の出港時に長期利用入出港状況を届出	茨城県漁港管理規則	第9条第3項	長期利用入出港状況届書の廃止	
39	占用許可後の誓約書提出	茨城県道路占用規則	第7条	誓約書の提出を廃止	平成16年度
40	都市計画法の都市計画区域の再編，線引きの見直し	都市計画法	第5条	41都市計画区域の再編，51市町村に設定されている線引きの見直し	平成17年度
41	(財)茨城県建築住宅センターが行うことができる建築確認，検査業務の区域	建築基準法	法第77条の22	業務を行える区域を拡大 (下館市，結城市，協和町，関城町，八千代町，三和町，猿島町，境町の8市町を加え，計58市町村)	平成14年度
42	保護者，保証人の改印時の届出	茨城県県立高等学校学則	第18条	届出の廃止	平成16年度
	保護者又は保証人と連署による欠席の届出		第19条	保証人との連署を「保護者，(やむを得ない場合は保証人)と連署」に緩和	
	保護者及び保証人と連署による退学の願出		第24条	保証人との連署を「保護者，(やむを得ない場合は保証人)と連署」に緩和	
	保護者及び保証人と連署による転学又は転籍の許可申請		第26条	保証人との連署を「保護者，(やむを得ない場合は保証人)と連署」に緩和	
43	保護者，保証人の改印時の届出	茨城県県立盲学校，聾学校及び養護学校学則	第16条	届出の廃止	平成16年度
44	映写機操作者，映画フィルムの貸出しを受けて上映する者は，操作認定証を所有	16ミリ映写機の操作等に関する規程（告示）	第2条	規程の廃止	平成15年度
	認定証の交付を受けた者の順守義務		第4条		
	講習会の実施時間，科目の指定		第6条		
	筆記試験，実技試験の指定		第7条		

2 報告書の提出回数の削減，閲覧時間の延長

NO.	規制の内容	条例等名称	条項	廃止・緩和の内容	予定時期
45	浄化槽保守点検業者は6ヶ月毎に点検実績報告書を提出	茨城県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則	第16条	年1回の報告に緩和	平成15年度
46	型式認定外の浄化槽設置に係る構造等の事前審査	茨城県浄化槽指導要綱（告示）	第3	事前審査の廃止	平成16年度
	浄化槽工事業者は6月毎に工事実績報告書を提出		第8-2	随時の報告に緩和	平成15年度
	浄化槽清掃業者は6月毎に清掃実績報告書を提出		第8-4	随時の報告に緩和	
47	産業廃棄物処理施設に係る技術管理者変更報告，処理責任者設置報告	茨城県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行	第21条	報告書の提出を廃止	平成16年度
48	福祉事務所長への民生委員協議会開催状況報告書の提出	茨城県民生委員法施行規則	第7条	報告書の提出を廃止	平成16年度
49	養護，特別養護及び軽費老人ホームの長は，毎月，老人福祉施設利用状況調べを提出	茨城県老人福祉法施行細則	第13条	報告書の提出を廃止	平成15年度
50	建築物における衛生的環境の確保に関する法律登録事業者の年度実績報告書の提出	建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録要項	第7	報告書の提出を廃止	平成14年度
	再登録申請期限（有効期間満了の1月前まで）		第9	申請期限の廃止	
51	種畜の飼養者等の成績報告書，事業報告書の提出	茨城県家畜改良増殖法施行細則	第5条	報告書の提出を廃止	平成16年度
52	基準点測量成果閲覧の事前申込	基準点測量成果の写の保管等に関する規程（告示）	第9条	随時の閲覧を可とする申込書は記名押印から署名との選択とする	平成16年度
53	県建設工事入札参加資格者名簿及び県建設コンサルタント業務等委託業務入札参加資格者名簿の閲覧時間（9時から11時，13時から16時）	茨城県建設工事入札参加資格者名簿及び茨城県建設コンサルタント業務等委託業務入札参加資格者名簿閲覧規程（告示）	第2条	午前中の閲覧時間を正午まで延長	平成14年度
54	県知事許可建設業者経営事項審査結果通知書の閲覧時間（9時から11時，13時から16時）	茨城県知事許可建設業者経営事項審査結果通知書閲覧規程（告示）	第2条	午前中の閲覧時間を正午まで延長	平成14年度
55	県公共工事の発注の見通しに関する事項並びに入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項に係る文書の閲覧時間（9時から11時，13時から16時）	茨城県公共工事の発注の見通しに関する事項並びに入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項に係る文書の閲覧に関する規程（告示）	第4条	午前中の閲覧時間を正午まで延長	平成14年度
56	建設業者許可申請書の閲覧時間（9時から11時，13時から16時）	建設業者許可申請書等閲覧規程	第2条	午前中の閲覧時間を正午まで延長	平成14年度

(別紙2)

は平成15年12月現在簡素化済みの事務
(23規則等29事務)

行政手続の簡素化 (計49規則等73事務)

NO.	行政手続の内容	規則等名称	条項	簡素化等の内容	予定時期
1	入院承認後の保証書, 誓約書	茨城県立中央病院の診療に関する規則	第6条第2項	保証書と誓約書を一回の手続で済むようにする	平成16年度
2	クリーニング所開設届, クリーニング所の完成検査申請	茨城県クリーニング業法施行細則	第1条	クリーニング所の開設届と完成検査申請を一回の手続きで済むようにする	平成14年度
3	理容所開設届	茨城県理容師法施行細則	第2条	理容所の開設届と完成検査申請を一回の手続きで済むようにする	平成15年度
	理容所の完成検査申請		第3条		
4	美容所開設届	茨城県美容師法施行細則	第2条	美容所の開設届と完成検査申請を一回の手続きで済むようにする	平成15年度
	美容所の完成検査申請		第3条		
5	入院申込時の添付書類	茨城県立友部病院の診療に関する規則	第5条	戸籍謄本の削減	平成16年度
6	温泉の掘削許可申請時の添付書類	温泉事務取扱要綱(事務処理要領)	第2条第1項	市町村長の意見書の削減	平成14年度
7	温泉の掘削許可申請時の添付書類	温泉関係ハンドブック(事務処理要領)	-	資金証明書の削減	平成14年度
8	モノフルオール酢酸の塩類を含有する製剤の使用者の指定申請添付書類	毒物及び劇物取締法施行細則	第9条	森林区域, 施設の概要図は, 添付から申請書への直接記載とする	平成16年度
	ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイトを含有する製剤の使用者の指定申請添付書類		第10条	貯蔵設備の概要図は, 添付から申請書への直接記載とする	
	モノフルオール酢酸アミドを含有する製剤の使用者の指定申請添付書類		第11条	貯蔵設備の概要図は, 添付から申請書への直接記載とする	
	リン化アルミニウムとその分解製剤を含有する製剤の使用者の指定申請添付書類		第12条	資格を証する書面は申請書への直接記載または提示に, 倉庫の概要図は申請書への直接記載とする	
	特定毒物の実地指導員の指定申請添付書類		第16条	資格又は身分を証する書類は, 添付から申請書への直接記載または提示とする	
9	興行場営業許可申請時の添付書類	茨城県興行場法施行細則	第2条	周辺見取図, 定員数配置図, 建築確認通知書の写し, 所有者の使用承諾書の削減	平成15年度
10	旅館営業許可申請時の添付書類	茨城県旅館業法施行細則	第2条	建築確認通知書の写し, 所有者の使用承諾書の削減	平成15年度
11	公衆浴場営業許可申請時の添付書類	茨城県公衆浴場法施行細則	第2条第2項	汚水排除の方法を示した図面, 建築確認通知書の写し, 所有者の承諾書の写しの削減	平成15年度

NO.	行政手続の内容	規則等名称	条項	簡素化等の内容	予定時期
12	建築物の清掃，空気測定等の事業者登録申請時の添付書類	建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録要項（事務処理要領）	第3条	公益法人以外の法人の場合定款・寄付行為・規則等の写し，料金表，従業員名簿の削減	平成14年度
13	調理師受験申請時の添付書類	茨城県調理師法施行細則	第1条	卒業証明書又は卒業証書の写しに記載された氏名が現在のもものと異なっている場合に提出する戸籍抄本は，戸籍の謄本，若しくは抄本，若しくは住民票の写し，又は外国人登録証明書の写しとする	平成16年度
14	製菓衛生師受験申請時の添付書類	茨城県製菓衛生師法施行細則	第2条	養成施設証明書等に記載された氏名が現在のもものと異なっている場合に提出する戸籍抄本は，戸籍の謄本，若しくは抄本，若しくは住民票の写し，又は外国人登録証明書の写しにする	平成16年度
15	工業技術センターの研修生入所申請時の添付書類	茨城県工業技術センター研修生要項（告示）	第4条第1項	戸籍抄本，最終学校卒業証明書の廃止，健康診断書は6月以上の研修者のみ提出，入所願の本籍等を削除，記名押印のみから署名との選択とする	平成17年度
16	漁業の継続許可申請時の添付書類	茨城県海面漁業調整規則	第8条第4項	申請理由書の削減	平成14年度
	第48条		傭船による採捕時の漁船所有者の印鑑証明書の削減		
17	漁業の継続許可申請時の添付書類	茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則	第8条第5項	申請理由書の削減	平成14年度
	試験研究等のための特別採捕許可申請時の添付書類		第50条	傭船による採捕時の漁船所有者の印鑑証明書の削減	
18	採捕の継続許可申請時の添付書類	茨城県内水面漁業調整規則	第7条	申請理由書の削減	平成14年度
	試験研究等のための特別採捕許可申請時の添付書類		第34条	傭船による採捕時の漁船所有者の印鑑証明書の削減	
19	中高層建築物の建築確認申請時の添付書類	茨城県中高層建築物によるテレビ受信障害の未然防止に関する指導要綱（告示）	第5条	受信障害に関し近隣住民と紛争を起こさない旨の誓約書の削減	平成15年度
20	建築確認申請時の添付書類	茨城県建築基準法等施行細則	第3条	昇降路構造詳細図，地階換気設備図等の削減	平成15年度
21	学校（専修，各種学校）設置認可申請書等への記名押印	私立学校等に係る学校教育法の施行に関する細則	第2条	24様式で記名押印のみから署名との選択とする	平成16年度
22	県福利厚生棟利用承認申請書への押印	茨城県福利厚生棟管理規程（訓令）	-	押印の廃止	平成15年度

NO.	行政手続の内容	規則等名称	条項	簡素化等の内容	予定時期
23	公有財産借用申請書等への記名押印	茨城県公有財産事務取扱規則	第21条第1項	7様式で記名押印のみから署名との選択とする	平成14年度
24	庁舎等使用許可申請書への記名押印	茨城県庁舎等管理規則	第5条第1項	記名押印のみから署名との選択とする	平成16年度
25	鹿島セントラルモールの特別使用許可申請書(物品販売等申請)への押印	鹿島セントラルモールの設置及び管理に関する条例施行規則	第3条第1項	4様式で押印の廃止	平成17年度
26	つくば国際会議場の施設等利用承認申請書等への記名押印	つくば国際会議場の設置及び管理に関する条例施行規則	第3条第1項	4様式で記名押印のみから署名との選択とする	平成16年度
27	民生委員候補者推薦書への記名押印	茨城県民生委員法施行規則	第3条	記名押印のみから署名との選択とする	平成16年度
28	県立中央病院の入院申込書等への記名押印	茨城県立中央病院の診療に関する規則	第5条第1項	6様式で記名押印のみから署名との選択とする	平成16年度
29	県立友部病院の入院誓約書等への記名押印	茨城県立友部病院の診療に関する規則	第5条第1項	5様式で記名押印のみから署名との選択とする	平成16年度
30	身体障害者相談員活動状況報告書等への記名押印	茨城県身体障害者福祉法施行細則	第17条第2項	3様式で記名押印のみから署名との選択とする	平成16年度
31	視聴覚障害者福祉センターの使用料減免申請書への記名押印	茨城県立視覚障害者福祉センター管理規則	第6条第2項	記名押印のみから署名との選択とする	平成16年度
32	入院費負担能力申告書等への記名押印	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第31条の規定に基づく費用徴収規則	第4条	2様式で記名押印のみから署名との選択とする	平成16年度
33	温泉の掘削工事終了(中止)届等への押印	茨城県温泉法施行細則	第1条	2様式で押印の廃止	平成17年度
34	薬局の管理者兼務許可申請書等への押印	薬事法施行細則	第2条第1項	9様式で押印の廃止	平成17年度
35	毒物及び劇物取扱者試験合格証書書換え交付申請書等への記名押印	毒物及び劇物取締法施行細則	第7条第2項	2様式で記名押印のみから署名との選択とする	平成16年度
36	クリーニング所の開設届等への記名押印	茨城県クリーニング業法施行細則	第1条第1項	10様式で記名押印のみから署名との選択とする	平成17年度
37	理容所の開設届等への記名押印	茨城県理容師法施行細則	第2条	6様式で記名押印のみから署名との選択とする	平成17年度
38	美容所の開設届等への記名押印	茨城県美容師法施行細則	第2条	6様式で記名押印のみから署名との選択とする	平成17年度
39	興業場営業許可申請書への記名押印	茨城県興行場法施行細則	第2条	7様式で記名押印のみから署名との選択とする	平成17年度
40	旅館業経営許可申請書等への記名押印	茨城県旅館業法施行細則	第2条第1項	6様式で記名押印のみから署名との選択とする	平成17年度
41	公衆浴場の経営許可申請書等への記名押印	茨城県公衆浴場法施行細則	第2条第1項	6様式で記名押印のみから署名との選択とする	平成17年度
42	食鳥検査申請書への押印	茨城県食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則	第7条	押印の廃止	平成16年度

NO.	行政手続の内容	規則等名称	条項	簡素化等の内容	予定時期
43	犬の返還願いへの押印	茨城県狂犬病予防法施行細則	第1条	押印の廃止	平成16年度
	捕獲人指定申請書への記名押印		第2条	記名押印のみから署名との選択とする	平成16年度
44	特定動物飼養許可申請書等への記名押印	茨城県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則	第7条第1項	10様式で押印の廃止	平成16年度
45	小規模水道敷設工事確認申請書等への記名押印	茨城県給水施設条例施行規則	第4条	10様式で記名押印のみから署名との選択とする	平成16年度
46	免許申請書等への記名押印	茨城県通訳案内業法施行細則	第2条第1項	3様式で記名押印のみから署名との選択とする	平成16年度
47	工業技術センターの使用料減免申請書等への記名押印	茨城県工業技術センターの使用料及び手数料徴収条例施行規則	第9条第2項	2様式で記名押印のみから署名との選択とする	平成17年度
48	工業技術センターの研修生入所願等への記名押印	茨城県工業技術センター研修生要項(告示)	第4条第1項	3様式で記名押印のみから署名との選択とする	平成17年度
49	火薬類出納状況報告書等への記名押印	茨城県火薬類取締法施行細則	第10条	13様式で記名押印のみから署名との選択とする	平成16年度
50	県測量業者登録簿等閲覧受付簿への押印	茨城県測量業者登録簿等閲覧規則	第5条	押印の廃止	平成14年度
51	県不動産鑑定業者登録簿等閲覧受付簿への押印	茨城県不動産鑑定業者登録簿等閲覧規則	第5条	押印の廃止	平成14年度
52	屋外広告物講習会受講申込書	茨城県屋外広告物条例施行規則	第18条	押印の廃止	平成15年度
53	都市公園の行為許可申請書等への記名押印	茨城県都市公園管理規則	第2条第1項	6様式で記名押印のみから署名との選択とする	平成16年度
54	事前調査検討報告書への押印	茨城県中高層建築物によるテレビ受信障害の未然防止に関する指導要綱(告示)	第5条	押印の廃止	平成15年度
55	県建築計画概要書等閲覧申込書への押印	茨城県建築計画概要書等閲覧規程(告示)	第4条	押印の廃止	平成15年度
56	開発登録簿の閲覧申込書等への押印	茨城県開発登録簿閲覧規則	第4条	2様式で押印の廃止	平成16年度
57	工業技術センターの研修生入所願	茨城県工業技術センター研修生要項(告示)	第4条第1項	申請書様式を見直し、本籍等を削除	平成17年度
	研修期間延長承認申請書		第5条	申請書様式を見直し、本籍、現住所、生年月日を削除	
58	漁船登録票返納の届	茨城県漁船法施行細則	第12条第1項	届出記載事項(船質、総トン数、機関種類、馬力数、漁業種類)簡素化	平成14年度
	漁船の登録謄本交付申請書		第12条第2項	申請書記載事項(船質、総トン数、機関種類、馬力数の記載)の簡素化	

NO.	行政手続の内容	規則等名称	条項	簡素化等の内容	予定時期
59	文書閲覧時の受付簿への記入事項	茨城県公共工事の発注の見通しに関する事項並びに入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項に係る文書の閲覧に関する規程（告示）	第5条	職業，勤務先住所欄を削除	平成14年度
60	文書閲覧時の受付簿への記入事項	茨城県建設コンサルタント業務等委託業務入札参加資格者名簿閲覧規程（告示）	第3条	申込書に変更し，職業，勤務先住所欄を削除	平成14年度
61	文書閲覧時の受付簿への記入事項	建設業者許可申請書等閲覧規程	第3条	職業，勤務先住所欄を削除	平成14年度

(別紙3)

住民基本台帳ネットワークシステムにより住民票添付が不要となる事務

1 平成14年度までに対応している事務

NO.	事務の内容	法令等の名称
1	自動車税の身体障害者への減免に係る継続確認	県税条例
2	不動産取得税の課税標準の特例を受けるための申請	県税条例
3	恩給受給者の受給権存否の確認	恩給法
4	恩給受給者の生存確認	退職年金条例
5	一般旅券の記載事項の訂正事項の確認 一般旅券の新規発給,再発給(当該事務は平成15年度から対応)	旅券法
6	職業訓練指導員の免許,受験申請	職業能力開発法
7	農地の権利移動,転用許可申請	農地法
8	農業改良資金の貸付申請	農業改良資金助成法
9	漁船の建造等許可申請,原簿登録申請	漁船法
10	漁業免許申請,許可証の書換交付申請	漁業法
11	建設業許可(営業所調査)	建設業法
12	宅地建物取引業の免許申請,宅地建物取引主任者資格の登録	宅地建物取引業法

2 平成15年度に対応した事務

NO.	事務の内容	法令等の名称
13	家畜商の登録,免許申請	家畜商法
14	大規模小売店舗の新設に関する届出	大規模小売店舗立地法
15	電気工事士免状の交付	電気工事士法

3 平成16年度以降対応が可能となる事務

NO.	事務の内容	法令等の名称
1	特定非営利活動(NPO)法人に係る設立の認証	特定非営利活動促進法
2	貸金業者の登録	貸金業の規制等に関する法律
3	医療特別手当の支給,特別手当の支給,原子爆弾小頭症手当の支給,健康管理手当の支給,保健手当の支給,介護手当の支給,葬祭料	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律
4	米穀販売業の登録	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律
5	生産事業者の登録	林業種苗法
6	保安林の指定施業要件の変更,重要流域以外の流域内の民有林の保安林への指定,その他の民有林の保安林への指定,知事による保安林の指定の理由が消滅した場合の指定の解除,知事による公益上の理由による保安林の指定の解除,農林水産大臣への保安林の指定又は指定の解除の申請の経由	森林法
7	特定計量器修理事業者の届出,特定計量器製造事業の届出の経由,特定計量器販売事業の経由	計量法
8	第一種・第二種フロン類回収業者の登録,第二種特定製品引取業者の登録	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律
9	液化石油ガス設備士免状の交付	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律
10	解体工事業の登録	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
11	不動産鑑定業者の登録,登録の申請の経由	不動産の鑑定評価に関する法律
12	高齢者向け優良賃貸住宅の供給計画の認定,終身建物賃貸借事業の認可	高齢者の居住の安定確保に関する法律

(別紙4)

1 市町村への県の関与の廃止・縮減

		は、平成15年12月現在廃止・縮減済みの事務(6事務)			
NO.	県の関与等事項名	条例等名称	条項	廃止・縮減の内容	予定時期
1	市町村施行土地区画整理事業の資金計画の変更等に係る県との協議	土地区画整理事業(公共施行)の事業計画変更に係る事務手続きについて(通知)		協議の廃止	平成14年度
2	市町村が県立公園事業を執行する際の知事の承認	茨城県立自然公園条例	第7条第2項	「承認」を「同意を要する協議」に改正	平成15年度
3	市町村が流域下水道を使用する際の使用計画の提出及び知事の承認		第3	提出及び承認の廃止	平成14年度
4	公共下水道を流域下水道に接続する際の接続工事についての知事の承認	茨城県流域下水道管理要綱	第8	「承認」を「同意を要する協議」に改正	平成14年度
5	流域下水道へ流入する水質の測定及び知事への報告		第11	測定及び報告回数を毎月から四半期ごとに縮減	平成14年度
6	老人福祉センターの利用状況の知事への報告	茨城県老人福祉法施行細則	第13条	報告の廃止	平成15年度
7	引き取り者の判明しない死体を大学の長に交付したときの知事への報告	茨城県墓地、埋葬等に関する法律第9条の規定による埋葬等の取扱要領	第5	報告の廃止	平成15年度
8	市町村立土地開発公社の役員異動報告書の知事への提出		第8(3)	要綱の廃止(提出等の廃止)	平成15年度
9	市町村立土地開発公社の事業計画等の年度開始前の知事への提出		第8(4)		
10	市町村立土地開発公社の事業報告書の決算終了後2ヶ月以内の知事への提出	土地開発公社指導監督要綱	第8(5)		
11	市町村立土地開発公社の業務運営状況等に関する検収		第9		
12	市町村立土地開発公社の状況等に関する定期検査		第4		

2 市町村の事務負担の軽減

		は、平成15年12月現在廃止・縮減済みの事務(24事務)			
NO.	県の関与等事項名	条例等名称	条項	事務負担軽減の内容	予定時期
1	建築確認申請受付前の市町村農業委員会の地目確認事務	建築基準法による建築確認と農地法による農地転用許可基準事務の連絡調整について(通達)		確認事務の廃止	平成15年度
2	農業委員会の地目確認整理簿の備え付け義務			備え付け義務の廃止	平成15年度
3	地域ケアシステムの推進事業の現況報告	地域ケアシステム推進事業の現況等の記入要領	第1	報告回数の縮減(四半期 年1回)	平成15年度
4	身体障害者デイサービス事業及び精神薄弱者デイサービス事業の利用状況報告	身体障害者デイサービス事業及び精神薄弱者デイサービス事業の利用促進について(通知)		報告の廃止	平成15年度
5	市町村による土地取引表の作成・報告(土地取引事例アンケート調査)	土地取引事例アンケート調査実施要項	第2条	調査自体の廃止	平成15年度
6	遊休土地実態調査における市町村の現地調査	茨城県遊休土地認定事務処理要領	第3条	現地調査の廃止	平成15年度
7	消防施設整備費補助金交付申請	茨城県消防施設整備費補助金交付要項	第5条	国への要望書との重複書類は不要である旨を明確化	平成15年度
8	母子・寡婦福祉資金貸付事務の処理状況報告	茨城県母子・寡婦福祉資金貸付事務処理特例交付金交付要項	第5条	処理状況報告の廃止	平成15年度
9	特定計量器定期検査に係る検査結果報告	特定計量器定期検査要項	2(1)	検査結果報告書の廃止	平成15年度
10	商店街共同施設整備事業補助金交付申請	商店街共同施設整備事業補助金交付要項	7	採択申請書と重複する添付書類の省略	平成15年度

NO.	県の関与等事項名	条例等名称	条項	事務負担軽減の内容	予定時期
11	普通交付税算定に係る軽自動車税基礎数値のヒアリング	普通交付税の額の算定に用いる基礎数値等について(照会)		ヒアリングの廃止	平成14年度
12	市町村職員勤務条件調査に係るヒアリング	勤務条件等に関する調査等について(依頼)		ヒアリングの廃止	平成15年度
13	ゴルフ場会員募集届の市町村長経由	ゴルフ会員募集に関する指導要綱	第6-2	市町村経由の廃止	平成15年度
14	ゴルフ場会員募集変更届の市町村長経由		第6-3	市町村経由の廃止	平成15年度
15	ゴルフ場会員募集終了届,経過届の市町村長経由		第6-4	市町村経由の廃止	平成15年度
16	茨城県消費生活講座受講生募集	茨城県消費生活講座実施要領	第5	市町村経由の廃止	平成15年度
17	茨城県立自然公園条例に基づく特別地域における工作物新築等許可申請の市町村経由	自然公園特別(普通)地域内における各種行為の許可申請(届出)書等の市町村長経由について(依頼)		市町村経由の廃止	平成15年度
18	茨城県立自然公園条例に基づく普通地域における工作物新築等届出の市町村経由			市町村経由の廃止	平成15年度
19	自然公園法に基づく国定公園の特別地域における工作物新築等許可申請の市町村経由			市町村経由の廃止	平成15年度
20	自然公園法に基づく国定公園の普通地域における工作物新築等届出の市町村経由			市町村経由の廃止	平成15年度
21	浄化槽工事实績報告書の市町村経由	茨城県浄化槽指導要綱	第8-2	市町村経由の廃止	平成15年度
22	浄化槽清掃実績報告書の市町村経由		第8-2	市町村経由の廃止	平成15年度
23	漁業士認定申請についての市町村経由	茨城県漁業士育成事業実施要領	5	市町村経由の廃止	平成15年度
24	農業改良資金貸付申請書の市町村経由	茨城県農業改良資金貸付規程	第5条	市町村経由の廃止	平成14年度
25	農業改良資金支払い猶予申請書の市町村経由		第14条	市町村経由の廃止	平成14年度
26	土地改良事業補助金申請書の市町村経由	茨城県土地改良事業補助金交付要項	第13条	市町村経由の廃止	平成14年度
27	県単土地改良事業に係る事業計画書等の市町村経由	茨城県県単土地改良事業実施要領	第3	市町村経由の廃止	平成16年度
28	農地・農業用施設災害復旧事業等交付申請等の市町村経由	茨城県災害復旧事業等補助金交付規程	第14条	市町村経由の廃止	平成16年度
29	胆道閉鎖症検査カードの報告	胆道閉鎖症マスキリーニング検査事業実施要項	5(1)ウ	報告回数の縮減	平成15年度
30	県内公共図書館に対する概要調査	「図書館概要」の作成について		調査項目の縮減(他の調査との重複項目の削除)	平成15年度
31	脳卒中情報システムに係る訪問結果票の提出	茨城県脳卒中情報システム事業実施要領	5(2)	報告の廃止(事業の廃止)	平成15年度
32	普通交付税算定に係る法人税割(2回目)基礎数値ヒアリング	普通交付税の額の算定に用いる基礎数値等について(照会)		ヒアリングの廃止	平成15年度
33	工業開発条例に基づく工場設置の届出の市町村経由	茨城県工業開発条例[茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例]	開発 第15条、第21条[権限 第2条]	市町村経由の廃止(条例の廃止)	平成15年度

(別紙5)

市町村へ権限移譲する事務

は、平成15年12月現在権限移譲済みの事務(20法令117事務)

NO.	法令等の名称	事務の内容	移譲先	予定時期	備考
1	茨城県青少年のための環境整備条例第26条第1項等	自動販売機に係る立入調査等	水戸市, 日立市, 土浦市, つくば市, 茨城町, 岩間町, 東海村, 東町, 霞ヶ浦町, 協和町, 境町	15年度	
			牛久市, ひたちなか市, 友部町, 大宮町, 河内町	16年度	
2	家庭用品品質表示法第4条第1項等	品質表示に関する指示等	日立市, 土浦市	15年度	まちづくり特例市移譲事務
			つくば市, ひたちなか市	16年度	まちづくり特例市移譲事務
3	消費生活用製品安全法第83条第1項等	販売事業者に対する報告の徴収等	日立市, 土浦市	15年度	まちづくり特例市移譲事務
			つくば市, ひたちなか市	16年度	まちづくり特例市移譲事務
4	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条第1項等	鳥獣による生活環境, 農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的とする鳥獣の捕獲の許可等	各市町村	15年度	
		傷病鳥獣の捕獲許可	未定	17年度	
5	児童福祉法第59条第1項等	認可外保育施設に対する報告の徴収等	日立市, 土浦市, つくば市	15年度	まちづくり特例市移譲事務
			ひたちなか市	16年度	まちづくり特例市移譲事務
6	母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令附則第4条第5項等	特例児童扶養資金の据置期間の延長の申請の受理及び知事への送付等	各市町村	15年度	
7	身体障害者福祉法第15条第1項等	身体障害者手帳の交付等	日立市, 土浦市	15年度	まちづくり特例市移譲事務
			つくば市, ひたちなか市	16年度	まちづくり特例市移譲事務
8	水道法第37条	簡易専用水道の給水停止命令	日立市	15年度	まちづくり特例市移譲事務
			つくば市, ひたちなか市	16年度	まちづくり特例市移譲事務
9	茨城県給水施設条例第23条	小簡易専用水道の給水停止命令	日立市	15年度	まちづくり特例市移譲事務
			つくば市, ひたちなか市	16年度	まちづくり特例市移譲事務
10	商工会議所法第12条第1項	商工会議所が賦課する負担金の許可	日立市	15年度	まちづくり特例市移譲事務
			ひたちなか市	16年度	まちづくり特例市移譲事務

NO.	法令等の名称	事務の内容	移譲先	予定時期	備考
11	火薬類取締法第17条第1項等	火薬類の譲渡又は譲受の許可等	土浦市	15年度	まちづくり特例市移譲事務
			つくば市	16年度	まちづくり特例市移譲事務
12	電気用品安全法第45条第1項等	販売事業者に対する報告の徴収等	日立市	15年度	まちづくり特例市移譲事務
			つくば市	16年度	まちづくり特例市移譲事務
13	農地法第3条第1項等	農地等の権利移動の許可等	各市町村	15年度	
		農地転用の許可等	ひたちなか市	15年度	まちづくり特例市移譲事務
14	土地改良法第95条第1項等	農協等の土地改良事業の認可等	各市町村	17年度	
15	茨城県港湾施設管理条例第3条第1項等	港湾施設の使用の許可等(鹿島港の運動施設)	鹿嶋市	15年度	
16	都市計画法第29条第1項等	市街化調整区域の開発行為の許可等	つくば市, ひたちなか市	15年度	まちづくり特例市移譲事務
		都市計画施設の区域内での建築の許可等	日立市, 土浦市, 高萩市, 北茨城市, ひたちなか市	15年度	
17	茨城県景観形成条例第28条第1項等	大規模行為の届出等	日立市, 土浦市, 高萩市, 北茨城市, 取手市, つくば市, ひたちなか市	15年度	
18	都市再開発法第7条の4第1項等	市街地再開発促進区域内における建築物の建築の許可等	土浦市	15年度	まちづくり特例市移譲事務
19	建築基準法第86条第3項等	複数建築物に関する特例の許可の申請の受理及び知事への送付等	各市町村(建築主事を置かない市町村に限る)	15年度	
20	租税特別措置法第28条の4第3項第5号イ等	優良宅地造成の認定等	つくば市, ひたちなか市	15年度	まちづくり特例市移譲事務
		認定を受けた造成計画の変更の認定等	水戸市, 日立市, 土浦市, つくば市, ひたちなか市	15年度	
21	茨城県風致地区内における建築行為等の規制に関する条例第2条第1項等	風致地区内における建築行為等の許可等	土浦市	15年度	まちづくり特例市移譲事務
			北茨城市, ひたちなか市, 大洗町	16年度	
22	構造改革特別区域法第18条第2項等	特区において拡大される違反広告物の除却等	水戸市、龍ヶ崎市	16年度	
23	動物の愛護及び管理に関する法律第19条第1項等	動物の死体の発見の通報の受理及び死体の収容	各市町村	16年度	

(別紙6)

国に対し権限移譲を求める事務

NO.	事務の名称等	根拠法令等
1	都道府県への職業紹介業務権能の付与 <u>職業安定法の改正により一部の業務について都道府県へ権能が付与された。(16年3月施行)</u>	職業安定法第30条, 第33条
2	商工会議所設立認可等権限	商工会議所法第27条
3	CATV開設許可等権限	有線テレビジョン放送法第3条
4	前払式割賦販売業者等に対する営業許可, 是正措置命令等の権限	割賦販売法第20条等
5	バス事業に係る許可・認可等権限	道路運送法第4条, 21条等
6	産業廃棄物処理施設等の基準等の設定権限	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条, 第15条の2
7	4ha超の農地転用の許可権限	農地法第4条, 第5条
8	保安林の指定・解除権限	森林法第25条, 第26条
9	保安施設地区の指定・解除権限	森林法第41条, 第43条
10	砂防指定地の指定・解除権限	砂防法第2条
11	地すべり防止区域の指定・廃止権限	地すべり防止法第3条, 第51条
12	国定公園の公園計画の決定権限	自然公園法第12条
13	都道府県土地改良連合会の設立許可等権限	土地改良法第111条の13
14	種畜等検査権限	家畜改良増殖法第4条
15	地方労働委員会への規則制定権の付与	労働組合法第26条、労働委員会規則
16	水道事業に係る認可権限	水道法第6条
17	民生委員の委嘱権限	民生委員法第5条
18	社会福祉士, 介護福祉士など国家資格養成施設の指定の際の意見提出権能の付与	社会福祉士及び介護福祉士法第7条, 第39条等
19	栄養士, 調理師, 製菓衛生師に係る養成施設の指定権限	栄養士法第2条, 調理師法第3条, 製菓衛生師法第5条
20	少人数指導加配定数等を含めた義務教育諸学校教職員定数全体の弾力的配置に関する権能の付与	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第7条等

NO.	事務の名称等	根拠法令等
21	直轄河川の占用許可、工作物の新築等の許可に係る権限 (地域再生構想「茨城グリーンふるさと交流圏魅力アッププロジェクト」の対象区域に係るもの)	河川法第24条、第26条
22	高圧ガス設備の開放検査期間の変更許可に係る権限 (「鹿島経済特区」の対象区域にかかるもの)	高圧ガス保安法製造細目告示 第16条
23	ボイラー・圧力容器(一メガパスカル未満のもの)に係る製造の許可、製造時検査、性能検査等権限(「鹿島経済特区」の対象区域に係るもの)	労働安全衛生法第37条、第38条、第41条等

(別紙7)

国に対し見直しを求める関与

NO.	事務の名称等	根拠法令等
1	2ha超4ha以下の農地転用許可に係る農林水産大臣との協議	農地法附則
2	都道府県土地利用基本計画の策定等に関する国土交通大臣との同意を要する協議	国土利用計画法第9条等
3	都市計画の区域区分等の決定・変更等に係る農林水産大臣との協議	都市計画法第23条
4	区域区分の定められていない都市計画区域における用途地域決定についての地方農政局との調整(協議)	農林水産省次官通達
5	近郊整備地帯における用途地域等の都市計画決定に係る国土交通大臣との同意を要する協議	都市計画法第18条, 都市計画法施行令第12条
6	農業振興地域整備基本方針の作成等に関する農林水産大臣との同意を要する協議	農業振興地域の整備に関する法律第4条等
7	地域森林計画の策定等に係る農林水産大臣と同意を要する協議	森林法第6条
8	都道府県立自然公園の特別地域の指定等に係る国の関係地方行政機関の長との協議	自然公園法第46条
9	都道府県自然環境保全地域の特別地区の指定等に係る環境大臣との協議	自然環境保全法第49条
10	都道府県道の認定に当たっての国土交通大臣との協議	道路法第74条
11	大臣認可を受けた埋立地等における許可事務についての国への報告、協議	公有水面埋立法第23条, 27条, 29条
12	公営住宅の用途廃止についての国土交通大臣の承認	公営住宅法第44条
13	漁業調整規則の制定等に係る農林水産大臣の認可	漁業法第65条
14	都道府県による公衆浴場入浴料金統制の義務付け	物価統制令第4条, 公衆浴場入浴料金の統制額の指定に関する厚生労働省令第2条
15	人事委員会の会議開催要件	地方公務員法第11条
16	保健所長の医師資格要件	地域保健法施行令第4条
17	社会福祉主事、児童福祉司、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、と畜検査員に係る任用資格を含めた必置規制	社会福祉法第18条、児童福祉法第11条、身体障害者福祉法第12条、知的障害者福祉法第11条等
18	児童相談所の建築等に要する費用負担に関する同意を要する協議	児童福祉法施行令第15条

NO.	事務の名称等	根拠法令等
19	職業能力開発等に関する審議会，地方精神保健福祉審議会，都道府県生活衛生適正化審議会，結核審査協議会，感染症審査協議会，地方社会福祉審議会，都道府県児童福祉審議会に関する必置規制	職業能力開発促進法第19条，精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第12条，生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第58条等
20	公立博物館の設置及び運営に関する基準	博物館法第八条，公立博物館の設置及び運営に関する基準
21	児童自立支援施設の調理員に関する必置規制	児童福祉法施行令第36条、児童福祉施設最低基準第80条

(別紙8) 大規模建設事業等一覧

大規模建設事業

(単位：億円)

番号	事業名	概算事業費	H16事業内容等
1	新線事業主体等支援事業	約 1,463	出資金，貸付金
2	空港整備推進事業	約 250	左は直轄事業費ベース
3	サイエンスフロンティア21構想推進事業	未定	中性子ビーム実験装置基本設計
4	波崎レクリエーション拠点整備事業	約 10	調査，測量
5	霞ヶ浦環境センター（仮称）整備事業	約 38	工事
6	環境監視センター（仮称）整備事業	約 11	設計，用地取得
7	やさしさのまち「桜の郷」整備事業	約 212	造成工事，諸調査
8	がん対策拠点施設整備推進事業	未定	基本構想，調査
9	畜産センター整備事業	約 188	休止中
10	水郷県民の森整備事業	約 38	設計，工事
11	牛久警察署（仮称）整備事業	約 19	工事
12	警察航空隊庁舎建設整備事業	約 8	調査，設計
13	つくば養護学校（仮称）整備事業	約 50	造成工事，実施設計
14	メディアパークシティ整備事業	未定	構想・内部検討中
15	ひたちなか国際展示場整備事業	未定	〃
16	奥久慈川遊びの郷整備事業	未定	〃
17	つくばグリーンパーク整備事業	未定	〃
18	県北生涯学習センター整備事業	未定	〃
19	吾国山洗心館整備事業	未定	〃
20	県立身体障害施設再編整備事業	未定	〃
21	いばらきブロードバンドネットワーク整備事業	約 13	整備終了
22	公共処分場整備推進事業	約 22	出資・補助終了
23	中央看護専門学院整備事業	約 7	整備終了

大規模イベント

(単位：億円)

番号	事業名	概算事業費	開催時期
1	第45回自然公園大会	約 1.4	H15年7月
2	第12回地域伝統芸能全国フェスティバル 第4回地域伝統芸能による豊かなまちづくり大会	約 1.5	H16年10月
3	第56回全国植樹祭	約 9	H17年5月頃
4	第18回全国生涯学習フェスティバル	約 3.5	H18年10月
5	第20回全国健康福祉祭(ねんりんピック)	約13～14	H19年秋
6	第23回国民文化祭	約 20	H20年秋

(注) 概算事業費は，平成16年2月時点のものである。

茨城県行財政改革推進懇談会委員名簿

(50音順 敬称略)

氏 名	役 職 等	専 門 部 会
荒 田 英 知	PHP総合研究所主任研究員	行政システム改革部会
石 島 弘 之	(社)茨城県医師会副会長	
臼 井 多 賀 子	(社)ガールスカウト日本連盟茨城県支部トレーナー	行政システム改革部会
海老沢 政 次	前日本労働組合総連合会茨城県連合会長	行政システム改革部会
木 村 久	茨城むつみ農業協同組合理事長	財政システム改革部会
鈴 木 勝 蔵	(株)エスエスケー会長	財政システム改革部会
田 中 重 博	茨城大学人文学部教授	行政部会・財政部会
友 末 忠 徳	(株)茨城新聞社社長	財政システム改革部会
根 津 久 美 子	茨城県地域活動連絡協議会会長	行政システム改革部会
幡 谷 祐 一	茨城県信用組合理事長	
福 田 勝 之	元(社)日本青年会議所関東地区協議会茨城ブロック協議会会長	財政システム改革部会
松 本 由 美 子	元茨城県女性団体連盟代表	財政システム改革部会
村 田 康 博	波崎町長	行政システム改革部会
森 秀 男	(株)山森会長	行政システム改革部会
兪 和	茨城大学人文学部助教授	財政部会・行政部会

印：会長 印：副会長 ：専門部会長 (任期：H13.8.1～H16.3.31)

専 門 委 員 名 簿

(部会順・50音順 敬称略)

氏 名	役 職 等	専 門 部 会
井 上 繁	常磐大学コミュニティ振興学部教授	行政システム改革部会
鬼 澤 慎 人	茨城県経営品質協議会代表幹事	行政システム改革部会
宮 崎 正 寿	高崎経済大学地域政策学部教授	行政システム改革部会
池 田 雄 一	税理士	財政システム改革部会
兼 村 高 文	明海大学経済学部教授	財政システム改革部会
川 又 諭	(株)日立ライフ代表取締役社長	財政システム改革部会
高 端 正 幸	(財)東京市政調査会研究員	財政システム改革部会

(任期：H14.6.3～H15.3.31)